

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200138 2012-0338 2012/05/02 (事故発生地) 愛媛県	換気扇	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○屋内用（居間、トイレ、洗面所）の当該製品が、一般住宅の軒天井の外側に設置されており、また、当該製品は、工事説明書で指示されているダクト接続は行われていなかった。○当該製品は、電源接続端子部の焼損が著しく、電源電線接続部が焼失していた。○電源接続端子に接続されていた電源電線の先端部に溶融痕が認められた。○モーター内部は焼損しておらず、異常は認められなかった。●当該製品を用途外の軒天井にダクト接続を行わずに設置したため、外気の吸引により天井裏で生じた結露水が、電源電線を伝って電源接続端子内部に浸入してトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと推定される。なお、工事説明書には、「居間用・トイレ用・洗面所用」、「天井に取り付ける際には、ダクト工事をする」旨、記載されている。	(受付:2012/05/17)
A201200404 2012-1257 2012/08/22 (事故発生地) 富山県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の室外機用ファンモーターの排気側ダクト口に鳥の巣とみられる枯れ草が蓄積して塞がれた状態になっていた。○室外機用ファンモーターのコイル巻き線部に溶融痕が認められた。○室外機用ファンモーター以外の電気部品等に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、約38年前に製造された製品で数年間使用されていなかった。●当該製品の室外機用ファンモーターの排気ダクト口が、鳥の巣とみられる枯れ草で塞がれていたことから、室外機用ファンモーターへの過負荷や排熱不良によって、モーターのコイル巻き線部が温度上昇したため、コイル巻き線の絶縁が劣化して、層間短絡が生じ、スパークするなどして、周囲の電線被覆等の可燃物を焼損して出火したものと推定される。	(受付:2012/09/03)
A201200452 2012-1377 2012/09/02 (事故発生地) 沖縄県	電気こんろ	家人が外出中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○火災現場の状況からラジエントヒーターにかけられていた天ぷら鍋内の油が燃え上がり、こんろ下部、床へ延焼したものと推定された。○使用者は長時間不在であった。○当該製品内部から出火した痕跡はみられず、スイッチ操作に異常は認められなかった。○当該製品のノイズ試験で異常は認められなかった。●当該製品のラジエントヒーターのスイッチが入った原因の特定には至らなかったが、製品内部に出火の痕跡はみられず、ノイズ等による誤動作の可能性も認められないことから、製品に起因しない事故と判断される。	(受付:2012/09/20)
A201200473 2012-0902 2012/07/17 (事故発生地) 栃木県	携帯電話機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	○当該製品のイヤホンジャックに当該製品に関係しない樹脂製の異物が詰まっていた。○バッテリーが焼損しており、イヤホンジャックの真下の部分が膨らんでいた。○バッテリーの上部にあるイヤホンジャック部品は、外側に焼損が認められたが、基板に焼損等の痕跡は認められなかった。○当該製品は、代替機として使用されていたもので、過去に複数名が使用していた。●当該製品のイヤホンジャック内に異物が詰まった状態で外力が加わったために、内蔵バッテリーパックが異物によって損傷し、バッテリーセル内で内部短絡が発生して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/09/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200515 2012-1518 2012/09/29 (事故発生地) 北海道	温水洗浄便座	異臭に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品の便座の裏板は中央部で著しく焼損して、穴が開いていた。○便座後部中央の内周側のヒーター線が断線し、先端部が先細りしていたが、ヒーター線の断線部と便座裏板の穴開き位置は一致していなかった。○同等品の便座後部中央の表面に着火する実験を行った結果、当該製品と焼損状態が異なった。○同等品の便座後部中央のノズル先端部に着火する実験を行った結果、当該製品と酷似した焼損状態を再現することができた。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/10/15)
A201200518 2012-1670 2012/10/08 (事故発生地) 福岡県	テーブルタップ	当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品のコード部の途中からタップ部にかけて、高く積み上げられた雑誌等の下敷きになっていた。○コード部の中間で両極が一部断線し、素線の一部が異極間で短絡し、当該箇所溶融痕が認められた。○コードの断線部付近にキックが認められた。●当該製品のコード部が大量の雑誌等で圧迫されていたため、被覆が損傷して短絡が生じて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「コードを家具に挟んだり、敷物の下にして使用しないでください。断線や発熱による火災の原因になります。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/10/16)
A201200536 2012-1758 2012/10/06 (事故発生地) 東京都	スピーカー	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品の右スピーカーのウーファー部が焼損していた。○当該製品定格許容入力75Wであったが、接続されていたアンプの定格出力は最大150Wであった。○アンプのボリュームが最大であった。●当該製品の定格許容入力を超える出力を有するアンプと接続し、アンプのボリュームを最大で使用していたため、ウーファーのボイスコイルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「定格を超えた入力や長時間音が歪んだ状態で使用しない。スピーカーが発熱し、火災の原因となることがある」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/10/22)
A201200542 2012-1642 2012/10/14 (事故発生地) 岡山県	スピーカー	他社製のアンプに接続された当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の右側スピーカーの前面グリル及びコーン紙が焼損し、コイル及びスピーカーユニットに過熱の痕跡が認められた。○左側スピーカーのコイル、コイル周囲、配線接続箇所にも過熱の痕跡が認められた。○当該製品に接続されていた他社製アンプ(業務用)は、部品の故障により、スピーカー出力端子から常時直流電圧(27.4V)が出力されていた。●当該製品に接続されていた他社製アンプの故障により、当該製品に常時直流電圧が入力されていたため、スピーカー内部ユニットが作動しない状況となり、長時間、コイルに電流が流れて過熱し、周辺を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2012/10/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200615 2012-2102 2012/11/09 (事故発生地) 静岡県	電気がま	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は食器棚中段の引き出し式木台に設置されており、電源コードが引き出されている後側の焼損が著しかった。○当該製品の電源コードは、コードリール部が取り外され、電源コードが内部配線と直接手より接続されており、接続部近傍の内部配線に溶融痕が認められた。○電源プラグ、基板、ヒーター等の部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品のコードリールを外し、電源コードと内部配線を直接手より接続する改造を行ったため、使用時等に内部配線が損傷し、短絡が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品を改造した者及び改造の経緯等は、特定できなかった。 (F2)	(受付:2012/11/19)
A201200623 2012-2130 2012/11/11 (事故発生地) 埼玉県	投げ込み式湯沸器	当該製品を使用後、浴槽から取り出し、電源プラグを差したまま放置していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品を延長コードに接続して風呂の湯の保温用に使用し、電源プラグをコンセントに差したまま浴槽より当該製品を取り出した。○通電中の当該製品発熱部は、空气中に露出すると表面温度は800℃程度になる。○延長コードの一部に短絡痕が認められた。○当該製品に出火した痕跡は認められなかった。●当該製品を通電したまま湯船から取り出した際、当該製品に延長コードが接触したため、延長コードが短絡し火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「風呂加熱用には使わない」、また、本体表示には、「発熱部を水中に入れてから電源を入れる」、「空气中では絶対に通電しない」、「使用後は電源を切る」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2012/11/22)
A201200639 2012-2097 2012/11/18 (事故発生地) 福岡県	電子レンジ	店舗で、異臭に気付き確認すると、当該製品庫内を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品は店舗内に設置されており、不特定多数の利用者が食品を温めるために使用されていた。○当該製品の庫内の丸皿は破損し、回転ローラーの一部が焼損して溶着していた。○当該製品の庫内には、食品カスと思われる付着物が認められた。○再現試験の結果、庫内に付着物がある状態で空だきを行うと、当該製品と同様の焼損が確認された。●当該製品の庫内に付着物がある状態で空だき運転したことにより、付着物にマイクロ波が集中して加熱され発火し、回転ローラーが焼損したため、回転皿が回転しない状態となり溶融に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「庫内が汚れたまま使用しない」、「空だきしない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2012/11/28)
A201200715 2012-2059 2012/08/27 (事故発生地) 埼玉県	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	当該製品に太陽電池モジュール及びパワーコンディショナを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品が、断線し、約1m焼失していた。○断線部分に溶融痕が認められた。○回収された当該製品の内1本(白)の表示方向が溶断部を境に反転していた。○当該製品の電気特性(耐電圧)、材料特性(引張試験、過熱変形試験)を測定した結果、劣化は認められなかった。○太陽光発電システムの発電や出力等に異常は認められなかった。●当該製品は、太陽光発電システムを設置・施工する際に中間接続されたものと考えられ、接続部で接触不良が発生し異常発熱したため、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (D1)	(受付:2012/12/25)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受 付 年 月 日
A201200988 2012-3314 2013/02/20 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ	当該製品の電源を切り、当該製品にタオルをかけて就寝中、異臭に気づき確認すると、当該製品及び周辺（タオル）を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品のトップカバー部に、バスタオルの焼残物が付着していた。○ストーブ前面の樹脂枠の焼失が認められたが、当該製品から出火した痕跡は認められなかった。○使用者は、以前からスイッチの不具合（切から弱は点灯しない）を認識していた。○使用者は当該製品のヒーターが点灯していないことを確認し、バスタオルを掛けて就寝したが、起床時はヒーターが点灯していた。●当該製品にバスタオルをかけて放置したため、バスタオルが過熱され出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体には、「本体に衣類、タオルなどをかけない。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2013/03/05)
A201201012 2012-3396 2013/03/06 (事故発生地) 東京都	電気ミニマット	当該製品を布団の中で足元に敷いて使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	○当該製品は布団の中で使用されていた。○クッション（ヒーター線の上側）とフェルト生地（ヒーター線の下側）の両方に長さ約10cmの焦げ跡が認められ、ヒーター線が接着箇所からずれて重なり合っていた。○温度ヒューズ（102℃）は溶断していなかった。●当該製品を布団の中で使用していたことから、ヒーター線がずれて重なり合い異常発熱し、内部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「就寝用暖房器具として使用しない、段差のない平らな場所に敷く」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/03/12)
A201201045 2013-0011 2013/03/03 (事故発生地) 神奈川県	電気カーペット	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当該製品の上に布団を敷いて就寝していた。○当該製品のカーペット部のほぼ中央に約2cm程度の焦げが認められ、ヒーター線の一部が断線し、断線部分に溶融痕が認められた。○布団を敷いていた部分のヒーター線に変色及び硬化が認められた。○コントロールローラー内の温度ヒューズは断線し、通電停止状態になっていた。○その他の電気部品、電源コード等に異常は認められなかった。●当該製品の上に布団を敷き使用していたため、ヒーター線が硬化し、ヒーター線に外力が加わったことで、ヒーター線が半断線して発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「座布団、クッション、布団など保温性のあるものを局部的に長時間同じ場所にのせない。熱によって、本体表面及び置いたものや床や畳、敷物等が変色したり変形するおそれや本体を傷めるおそれがある」、「就寝用暖房器具として使用しない」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2013/03/25)
A201201063 2013-0045 2013/03/17 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災 重傷)	○当該製品は事故発生当時停止状態であった。○当該製品は右寄りの熱交換器と電装品部の間を中心に焼損していた。○電装品部内部のプリント基板は、部品が実装されていないパターンみの箇所の焼損が著しかった。○当該製品内部に小動物（ゴキブリ）が複数匹確認され、電装品箱内部からも確認された。○その他の電気部品に出火元となる痕跡は認められなかった。●当該製品の電装品箱内に小動物が侵入したことにより、プリント基板のパターン間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F1)	(受付:2013/03/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300026 2013-0091 2013/02/23 (事故発生地) 東京都	電気あんか	当該製品を使用して就寝中、太股に低温火傷を負った。 (重傷)	○使用者は当該製品をタオルで包み、身体に接触させて使用していた。○当該製品の表面温度は仕様範囲内であった。○同等品の表面温度の最高値は、「弱」で35.4℃、「強」で61.4℃であった。○温度調節ダイヤルは「弱～中～強」と連続的に調節できるものであった。●当該製品を使用者が身体に接触させて使用していたことにより、低温火傷に至ったものと推定される。なお、本体表示及び取扱説明書には、「身体から離して使用すること」、「低温やけどの恐れがある」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/04/11)
A201300050 2013-0226 2013/03/25 (事故発生地) 青森県	液晶テレビ	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品のACアダプターが置かれていたカラーボックス内から上方に放射状に焼損していた。○ACアダプターの電源コードは、束ねてカラーボックス内に収められていた。○ACアダプターに接続された電源コードの芯線は、AC入力部のプッシング近辺で断線し、溶融痕が認められた。○電源コードの溶融痕の解析を行ったところ、一次痕と推定された。●詳細な使用状況が不明であるが、当該製品の電源コードを束ねる等した際の圧迫や屈曲等により半断線状態となり、発熱、スパークにより周辺の可燃物に着火し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、ACアダプターの電源コードのAC入力部は、電気用品安全法に基づく技術基準の折り曲げ試験に適合していた。 (F2)	(受付:2013/04/19)
A201300074 2013-0326 2013/03/11 (事故発生地) 山梨県	電子レンジ	当該製品を移動させようと持ち上げたところ、右手を負傷した。 (重傷)	○使用者は、両手で当該製品の両側面の下部中央を持っていた。○使用者はバランスを崩して手を滑らせ、右手の親指以外の指に裂傷を負った。○裂傷を負った部分は手のひら側の指の第一関節に近い部分であった。○当該製品の外観に変形等の異常は認められなかった。○当該製品の側面板は、縁部が底板側に折り返された構造となっており、右側面板については、縁部と底板との間に上下約7mmの隙間が生じていた。○右側面板の縁部の端面に鋭利さがないかUJ規格に基づいて調査した結果、鋭利さは認められなかった。●当該製品の詳細な事故時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、当該製品を移動しようとして持ち上げた際に体のバランスを崩して、指先が底面のエッジ部分に強く接触して擦れたため、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/04/30)
A201300077 2013-0195 2013/03/20 (事故発生地) 岡山県	照明器具	駐輪場に設置された当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は表側(照明側)の焼損が著しいものの、内部の電源基板及びLED基板には、出火痕跡は認められなかった。○電源配線は、屋外配線と閉端接続子によりカシメ接続されていた。○当該製品内部に引き込まれた屋外配線の芯線に工具等により切断された形跡と溶融痕が認められた。●当該製品の設置工事作業の際に、当該製品の電源配線につながる屋外配線の芯線が工具等で切断された状態で通電が継続したため、接触不良により発熱し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (D1)	(受付:2013/04/30)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300194 2013-0624 2013/06/06 (事故発生地) 広島県	エアコン	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品のファンモーターのコネクター端子間が著しく焼損し、異極間でトラッキング現象が発生していた。○当該製品は、8か月前にリフォーム業者によってエアコンクリーニングが実施されていた。○ファンモーターのコネクターの位置が正規位置ではなく、ドレンパンの上部となる前寄りに取り付けられていた。●当該製品のファンモーターコネクター部にエアコンクリーニング時の洗浄成分が浸入したか、クリーニング後のファンモーターの再組立時にコネクターの位置を正規位置に戻さなかったことにより結露水が浸入しやすい状態となったため、コネクター部でトラッキング現象が発生し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、日本冷凍空調工業会のホームページにおいて、「エアコンの内部洗浄は、高い専門知識を有する業者に依頼をしてください。お買い上げの販売店、メーカーのサービス窓口にご相談されると安心です。」と注意喚起している。	(受付:2013/06/13)
A201300211 2013-0392 2013/04/22 (事故発生地) 長野県	電気毛布	当該製品を使用していたところ、右足に低温火傷を負った。	○毛布本体表面の一部に変色跡はあるが、毛布内部のヒーター線のよじれは認められなかった。○温度調整のためのスライド式スイッチは、弱から強まで摺動性は一定であり、特定のひっかけ等は認められなかった。○ヒーター線及び温度検知線の抵抗値、コントローラーの電気回路に異常は認められなかった。○使用者の毛布の敷き方を再現した試験で異常な温度上昇は認められなかった。○本体及び取扱説明書には、「低温火傷のおそれがあるので、皮膚感覚の弱いかたは特に注意が必要なこと、1日1回毛布を広げ直す」旨、記載されている。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/06/21)
A201300233 2013-0805 2013/03/02 (事故発生地) 群馬県	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生の数日前、当該製品の電源を入れたが、暖まらず、揺ると暖まることがあった。○使用者は掃除機をかけた際に当該製品に椅子を接触させ、そのままの状態を外出し、戻ると当該製品・椅子及び周辺を焼損していた。○当該製品は外郭の一部に焼損や熱変形、ヒーターガードに炭化物の付着等が認められたが、電気部品や配線に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は運転可能であり、作動に異常は認められなかった。○転倒時オフスイッチ内部に異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/07/04)
A201300251 2013-0966 2013/01/16 (事故発生地) 東京都	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○外観に発煙・発火等の痕跡は認められなかった。○庫内に食品カスや汚れの付着が認められた。○庫内右側面の導波管カバー及びその周辺に焼損が認められた。○マグネトロンアンテナ部にスパークによる変色が認められた。○導波管カバーの裏面に食品カスや汚れは認められなかった。○他の電装部品に異常は認められなかった。●当該製品の庫内右側面の導波管カバー付近に付着していた食品カスが繰り返し使用による加熱によって徐々に炭化し、スパークが発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「庫内や付属品に食品カスなどが付いたまま加熱しない。火花や発火、焦げる原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2013/07/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201300359 2013-1398 2013/08/12 (事故発生地) 福岡県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、事故発生の半年前に、業者によるエアコンクリーニングを実施していた。○当該製品のファンモーターのコネクター部が著しく焼損しており、コネクター端子に溶融痕が認められた。○ファンモーターのコネクターの樹脂部分から、エアコン洗浄剤の成分が検出された。●当該製品のファンモーターのコネクター部に、エアコンクリーニングの洗浄剤が付着したため、コネクター端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「エアコン内部の洗浄は、高い専門知識が必要で、消費者自身が、市販の洗浄剤で洗浄すると故障することがあり、販売店、または、お客様相談窓口にご相談すること。」旨、記載されているとともに、(一財)日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある」旨、注意喚起を行っている。 (D2)	(受付:2013/08/22)
A201300365 2013-1341 2013/08/06 (事故発生地) 福岡県	電気湯沸器	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は譲渡品であり、電源プラグは当該製品の付属品ではないものに交換され、電源コードが規定の長さよりも短くなっていた。○マグネットプラグ本体のコードプロテクター付近において、電源コードが断線してねじれており、断線部先端に溶融痕が認められた。○当該製品の内部部品に異常は認められなかった。●当該製品は譲渡品であり、以前の使用状況等が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、マグネットプラグ部のコードプロテクター部に過大な力が加わったために半断線が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。 (F2)	(受付:2013/08/26)
A201300368 2013-1450 2013/08/14 (事故発生地) 兵庫県	空気清浄機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は前面パネルに焼けは認められなかったが、本体外郭の背面と天面は著しく溶融しており、側面及び底面にも一部溶融が認められた。○フィルターは前面下方の吸込口付近から上部の吹出口付近にかけて焼失していた。○表示基板、電源基板、モーターなどに発火の痕跡は認められなかった。○使用者は当該製品のすぐ前に灰皿を置き、使用していた。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、運転中に外部から火種が前面パネル下方より侵入し、フィルターに付着し発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、発煙に気づいた使用者が前面パネルを開けたことにより発火し、上部吹出口に向かって燃え上がったものと推定される。 (E2)	(受付:2013/08/26)
A201300411 2013-1579 2013/08/30 (事故発生地) 福岡県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 (火災)	○当該製品のファンモーターのコネクター部が焼損しており、コネクター部の端子に溶融痕が認められた。○当該製品のファンモーター外郭から洗浄液成分が検出された。○当該製品は、エアコン洗浄業者及び使用者によって清掃が行われていた。●当該製品のファンモーターのコネクター部に、エアコン洗浄時の洗浄剤が浸入・付着したことにより、トラッキング現象が生じ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「洗浄するときは、サービス窓口ご連絡する」旨、記載されているとともに、(一財)日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし、誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある」旨、注意喚起を行っている。 (F2)	(受付:2013/09/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201300418 2013-1603 2013/08/04 (事故発生地) 兵庫県	延長コード	当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。	○電源プラグの栓刃可動部のカシメ部を中心にプラグボディの樹脂部が焼損し、両方の栓刃が露出していた。○使用者は事故発生日、当該製品の3口タップにIHクッキングヒーター（最大1,400W）、オープンレンジ（最大1,180W）を接続して同時に使用しており、同様な使い方を約5年間継続していた。○電源プラグの栓刃及び電源コードの芯線接続部に、溶融や電気痕等の異常は認められなかった。○電源プラグが接続されていた壁コンセントは、差込口表面に黒く焦げた樹脂が付着していたが、内部に溶融や焼損等の異常は認められなかった。●当該製品は、接続可能な最大電力（1,500W）を大きく超えて電気製品を接続（最大2,580W）し、使用（約5年間）していたため、過電流により電源プラグ部が過熱して溶融したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品のタップ部分には、「合計1500Wまで」の旨、記載されている。	(受付:2013/09/13)
A201300419 2013-1609 2013/09/03 (事故発生地) 熊本県	携帯電話機	当該製品を充電中、異臭に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の本体表示部、メイン基板、バッテリー及び充電器に、異常は認められなかった。○本体充電コネクタ付近に液体が浸入した痕跡が認められた。○本体充電コネクタ付近にあるサブ基板からメイン基板につながるケーブルが異常発熱により焼損していた。●当該製品内部に液体が浸入した経緯は不明であるが、液体の浸入により充電時に製品内部で異常発熱が生じたため、ケーブルが焼損し、その影響でソファの一部を焦がしたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「水などの液体をかけないでください。また、水やペットの尿などが直接かかる場所や風呂場など湿気が多い場所での使用、または濡れた手での使用は絶対にしないでください。感電や電子回路のショート、腐食による故障の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2013/09/13)
A201300420 2013-1604 2013/09/04 (事故発生地) 山口県	電気脱臭装置	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は、溶融・焼損しており、原形を留めていなかった。○基板、ファンモーター、内部配線などの電気部品から出火した痕跡は認められなかった。○当該製品の電源プラグを接続していた延長コードのタップ内部で、刃受け金具の溶融及び刃受け間の樹脂が炭化するなど、タップ内部の焼損が著しかった。○電源プラグは、片側の栓刃先端部で溶融が認められたが、栓刃間の樹脂は残存しており、また、栓刃に変形は認められなかった。●当該製品の電源プラグを接続していた延長コードのタップ内部の刃受け間でトラッキング現象が生じて出火し、当該製品及び周辺に延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/09/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300424 2013-1621 2013/09/06 (事故発生地) 兵庫県	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品で、哺乳瓶消毒用の煮沸容器に樹脂製の哺乳瓶2本と水を500ml入れ、加熱していたところ、約2分50秒経過したところで扉上部から炎が上がった。○当該製品は、扉上部の扉カバーと扉枠の嵌合部分に焼損が認められたが、製品内部の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。○当該製品を使用して、類似の哺乳瓶消毒用煮沸容器を用いた再現試験を行ったところ、焼損していた扉の同一箇所ですパークによる発煙・発火が認められた。○庫内に200mlの水を入れたビーカーを置いて、事故発生時と同一設定（電子レンジ600W、5分間）で運転したところ、正常に水が加熱され発煙・発火等の異常は認められなかった。●当該製品は正常に作動しており、扉カバー及び扉枠の上部のみ焼損していることから、軽負荷の煮沸容器を加熱したことにより、扉カバーと扉シーリングの嵌合部の隙間に付着していた食品カス等の異物にマイクロ波の電界集中が起こり、スパークが発生して扉カバー及び扉枠が発煙・発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「哺乳瓶（消毒バッグ）などは加熱しない。過熱して火災の原因になる。」、「食品や肉汁などで汚れたままにしない。電波が汚れた部分に集中して、火花の発生・発煙・発火などの恐れがある。」旨、記載されている。	(受付:2013/09/17)
A201300426 2013-1589 2013/09/09 (事故発生地) 兵庫県	I H調理器	当該製品で調理中、その場を離れたところ、異音が出たため確認すると、周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は調理中にその場を離れていた。○油の量は少量であった。○製品内部に異常は認められなかった。○油量900g、底が平らな鍋で加熱した結果、設定温度とほぼ同一の油温となった。●当該製品に異常が認められないことから、少量の油で調理中にその場を離れたために油が過熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「揚げ物をするときは側から離れない」、「900g未満の油では調理しない」旨、記載されている。	(受付:2013/09/18)
A201300431 2013-1643 (事故発生地) 兵庫県	インターホン	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○本体下面から正面にかけて外郭ケースが溶融・変形し、表面にススの付着が認められた。○電源コードは当該製品の本体出口部から約30cm付近で断線し、先端に溶融痕が認められ、当該製品までの絶縁被覆が焼損していた。○本体内部の基板や電気部品を確認したところ、焼損等の異常は認められなかった。○焼損した電源コードを交換し、子機を接続して通電確認したところ、モニター画像や通話機能等に異常は認められず、正常に作動した。○当該製品の断線した電源コードを柱伝いに伸ばして復元すると、断線した電源コードの先端部分と、柱に刺さった画紙の位置がほぼ一致した。●当該製品は出火の痕跡がなく、本体の機能には異常が認められなかったことから、外的要因により電源コードが損傷して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/09/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300438 2013-1661 2013/09/03 (事故発生地) 福岡県	電気ポンプ（井戸用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は故障していたが、ブレーカーの入り切りにより、安全装置のリセットを繰り返しながら使用を続けていた。○販売事業者は当該製品を修理中に、延焼防止用の制御基板カバーを外したままブレーカーを落とした。○その後、当該製品と同系統の電源に接続されていた車庫用電動扉を使用者が開けようとしてブレーカーを入れて出火した。●当該製品は故障した状態であったが、使用者がブレーカーの入り切りで安全装置をリセットし、使用を繰り返したことで安全装置が正常に機能しなくなり、当該製品を修理中にブレーカーを入れたため出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/09/24)
A201300453 2013-1738 2013/09/18 (事故発生地) 東京都	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電気部品のない本体左側の焼損が著しかった。○本体右側の機械室に焼損は認められなかった。○当該製品の電気部品は残存しており、出火した痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/09/30)
A201300463 2013-1784 2013/09/25 (事故発生地) 京都府	加湿器	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は原形を留め、DC入力ジャック部付近から上方に向け外郭にスガが付着していた。○当該製品に付属しているACアダプターのDC出力コードのDCプラグ部付近で被覆が焼損し芯線に溶融痕が認められた。○当該製品のDC出力コードはDCプラグのコードプッシング部で鋭角に折り曲げられた状態で使用されていた。●当該製品に付属しているACアダプターのDC出力コードのDCプラグ部付近で被覆が焼損し芯線に溶融痕が認められたことから、外部からの過度な機械的なストレスによりコードの芯線が短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、引っ張ったり、高温部に近づけたり、重い物をのせたり、挟み込んだり、加工したりしない」旨、記載されている。	(受付:2013/10/08)
A201300465 2013-1834 2013/09/27 (事故発生地) 東京都	ACアダプター（携帯電話機用）	携帯電話機を接続せず、当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ACアダプター本体側に異常は認められなかった。○充電コネクタ内部のハウジング樹脂に溶融が認められた。○充電コネクタをX線解析した結果、コネクタ内部接点のプラス端子に溶融が認められた。●当該製品の使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の充電コネクタ内部のハウジング樹脂の溶融以外に異常が認められなかったことから、当該コネクタの接続口に異物が侵入しショートしたため、異常発熱し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/10/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300485 2013-1767 2013/10/06 (事故発生地) 滋賀県	電気がま	当該製品のタイマーをセットした後、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○コードリール内部と周辺樹脂部分が焼損していた。○基板、内部配線及びヒーター等の内部部品には出火の痕跡は認められなかった。○IH基板上の電流ヒューズは溶断していなかった。○コードリール部の配線に手より接続の跡があり、当該箇所著しい焼損と溶融痕が認められた。○使用者がコードリール部の修理を行っていた。●当該製品のコードリール部の配線が手より接続されていたため、当該接続箇所が接触不良により異常過熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「自身で修理したり改造しない」旨、記載されている。	(受付:2013/10/17)
A201300493 2013-1945 2013/10/02 (事故発生地) 東京都	加湿器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○マグネットプラグ及び受部の金属面は錆が発生し、マグネットプラグ端子及び受部のピンは溶融していた。○液体がマグネットプラグ受部に流れた痕跡が認められた。○マグネットプラグ受部以外に異常は認められなかった。●当該製品のマグネットプラグ受部に液体が付着したことにより、トラッキング現象が生じて火花が散ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書(本体表示)には、「本体を水につけない、水をかけない。本体底面・吸気口・マグネットプラグ受け・送風口から水が回りこんで、火災・感電・ショートの原因になる」旨、記載されている。	(受付:2013/10/21)
A201300545 2013-2211 2013/11/02 (事故発生地) 島根県	電気ストーブ	当該製品を使用後、異臭と異音が生じたため確認すると、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の本体、電源コードに焼損は認められなかったが、電源プラグは3口コーナータップに半挿し状態で、プラグボディの一部が焼損していた。○X線観察をしたところ、3口コーナータップに挿入された電源プラグの栓刃はコンセント刃受けと十分に接触していなかった。また、プラグ内部樹脂の電源線間に炭化によるものとみられる空隙が認められた。○電源プラグボディ内部でプラグの栓刃と芯線の接続部分に断線等の異常は認められなかった。●当該製品の電源プラグを3口コーナータップに十分に差し込まず使用を継続したため、電源プラグの栓刃とコンセント刃受けの接触箇所を通電過熱により接触抵抗が増大し発熱し、電源プラグボディ内部で樹脂の炭化が進み、最終的にプラグ内部の電源線間で短絡し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「電源プラグは根元まで確実に差し込む」旨、記載されている。	(受付:2013/11/15)
A201300559 2013-2172 2013/11/08 (事故発生地) 岡山県	布団乾燥機	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損は電源プラグ部のみであり、電源コードを取り換えたところ当該製品は正常に運転した。○電源プラグ内部は、プラグの栓刃と芯線のカシメ部根元付近で電源コードの片側の芯線が断線し、断線部の芯線は溶融していた。○電源プラグのプッシング部付近で電源コード芯線に捻れと半断線が認められた。●当該製品の電源プラグプッシング部の電源コードの芯線に捻れと半断線が認められたことから、電源プラグ部に過度な屈曲が加わったため、電源プラグボディ内のカシメ部の芯線が断線し、スパークが生じ、プラグボディ樹脂を炭化させ出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「電源コード・電源プラグを無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったり等しない」旨、記載されている。また、電源プラグ部は、電気用品安全法に基づく技術基準の折り曲げ試験に適合している。	(受付:2013/11/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300573 2013-2324 2013/10/24 (事故発生地) 愛知県	電気湯沸器	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災 CO中毒)	○当該製品の電源プラグは持ち手部分が焼損し、片側のコード芯線が断線していた。○断線部はコード芯線のカシメ端部で、断線部には溶融痕が認められた。○コード芯線の圧着状態に異常は認められなかった。○コードプロテクター部の両側コード芯線には、強く折り曲げられた痕が認められた。○栓刃に変形や接触不良の痕跡はなく、当該製品の本体やコンセント等に異常は認められなかった。●当該製品の電源コードに過度な外力が加わったため、電源プラグ内部のコード芯線が半断線状態になり、スパークが生じたことにより発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「コードやプラグを無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしない。」「プラグを抜く時はコードを持たずに必ずプラグを持って引き抜く。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/11/28)
A201300578 2013-2125 2013/11/07 (事故発生地) 愛知県	電気衣類乾燥機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は使用者が電源線を延長する改造を行っていた。○本体外部と内部の2か所で電源線の手すり接続が行われていた。○本体内部の手すり接続部分付近には溶融痕が生じ、手すり接続部には接触不良の痕跡を示す亜酸化銅が認められた。○モーター、ヒーター、コンデンサー、制御基板に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品を改造し、電源線を手すり接続していたため、手すり接続部で接触不良による異常発熱が発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「修理・改造を行わない。発火することがある」旨、記載されている。 (E4)	(受付:2013/11/28)
A201300588 2013-2372 2013/11/17 (事故発生地) 愛知県	テーブルタップ	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201300677と同一事故) (火災)	○当該製品を壁コンセントに接続し、タップにもう1つテーブルタップをつないで配線を延長し、電気鍋を使用中、当該製品のタップともう1つのテーブルタップの差込プラグの接続部から出火した。○当該製品のタップは外郭樹脂が著しく焼損していたが、内部の刃受け金具に溶融はなく、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の差込プラグ及びコードに異常は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、タップ部に接続されたもう1つのテーブルタップの差込プラグ部からの延焼により焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/12/03)
A201300610 2013-2466 2013/11/23 (事故発生地) 長野県	電子レンジ	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品庫内を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は庫内右側面に付いているマイクロ波出口の導波管カバー(マイカ板)部分が焼損していた。○導波管カバーはマグネトロン側よりも庫内側の焼損が著しかった。○マグネトロンのアンテナ部先端に焼損が認められた。○他の電装部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の庫内の導波管カバーに食品カス等が付着し、繰り返し使用により炭化していたため、使用中に導波管カバーとマグネトロンアンテナ間でスパークが発生したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「庫内や付属品に食品カス等が付いたまま加熱しない。発煙、発火の原因となる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/12/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300649 2013-2598 2013/12/07 (事故発生地) 東京都	テーブルタップ	施設で当該製品に電気炊飯器を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は差込プラグ部の栓刃可動部が焼損していた。○栓刃可動部のカシメ部にはアーク放電の痕跡が認められた。○片側の栓刃は横方向に変形していた。○一週間前から、電気炊飯器を使用した時に焦げ臭いにおいがしていた。●当該製品の差込プラグに過大な外力が加わったため、プラグ内の栓刃可動部に接触不良が生じ、異常発熱により出火に至ったと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合し、栓刃可動部の耐久性及び耐荷重性についてはJIS基準を踏まえた社内基準に適合しており、パッケージには、「破損、変形、コードが傷んだまま使わない。」旨、記載されている。	(受付:2013/12/25)
A201300660 2013-2628 2013/12/17 (事故発生地) 千葉県	電気掃除機	当該製品を使用中、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源コードの途中の被覆が溶融し、ススが附着していた。○溶融部の2本の電線は片側芯線が断線・溶融し、もう一方の芯線には凹み跡が残っていた。○電源コードを交換すると当該製品は正常に作動した。●当該製品の電源コードに外力が加わったため、内部の電線が断線し、火花が発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には「電源コードを傷つけない。傷んだ場合はショート・発火の原因となるため使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2013/12/27)
A201300677 2013-3332 2013/11/17 (事故発生地) 愛知県	テーブルタップ	当該製品に他社製テーブルタップを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201300588と同一事故)	○壁コンセントに他社製のテーブルタップを接続し、当該製品をつないで配線を延長し、電気こたつ上で電気鍋を使用していたところ、当該製品の差込プラグと他社製タップの接続部から出火した。○当該製品の差込プラグ(栓刃可動式)は栓刃可動部を中心に焼損しており、栓刃には変形が認められ、栓刃可動部に溶融痕が確認できた。○栓刃の刃受け接触部に発熱の痕跡はなく、当該製品は1500Wまで使用可能で電気鍋(1050W)以外の電気製品は接続されていなかった。●当該製品のプラグ栓刃に強い外力が加わり、プラグ内部の栓刃可動部に緩みが生じたため、接触不良による異常発熱が発生し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「コードを曲げたり、引っ張ったりしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2014/01/10)
A201300689 2013-3441 2014/01/05 (事故発生地) 愛知県	食器洗い乾燥機	当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○1か月半前に当該製品の電源プラグを接続していたマルチタップ(3口)が焦げていた。○マルチタップが焦げた時、電源プラグも焦げていたが、マルチタップを延長コードに交換して継続使用していた。○電源プラグは内部が焼損し、2本の栓刃は根元で溶断していた。○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。○マルチタップは廃棄されており確認できなかった。●当該製品の電源プラグに異常が生じていたが、そのままの状態継続使用したため、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定される。なお、電源コードには、「コードや電源プラグが傷んでいるときは使用しない。」旨、記載されたラベルが付いている。	(受付:2014/01/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201300733 2013-3642 2014/01/11 (事故発生地) 静岡県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が病院へ搬送され、死亡が確認された。 (火災 死亡)	○使用者は就寝時に当該製品を使用していた。○当該製品の前面ガードに繊維状の焼損物が付着していた。○当該製品外郭は内側よりも外側の焼損が著しかった。○電源スイッチ、転倒時OFFスイッチ、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められず、前面ガードに繊維状の焼損物が付着していることから、前面ガードに可燃物が接触し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「就寝中は使用しない。寝具などが触れると火災の原因になる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/01/27)
A201300738 2013-3477 2014/01/16 (事故発生地) 北海道	IH調理器	当該製品を使用中、天ぷら鍋から発火した。 (火災)	○当該製品は、トッププレート表面に過熱痕が認められたが、本体内部には焼損等の異常は認められなかった。○使用されていた天ぷら鍋の鍋底中央と外周に油脂の炭化物の付着が認められた。○当該製品は、天ぷらモードや加熱調理モードの通常使用において正常に作動した。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が油を予熱したまま、その場を離れていた間に、鍋底に付着した油脂炭化物による温度センサーの検知遅れ等により、油が過熱して発火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「揚げ物調理中はそばを離れない、油煙が多く出たら電源を切る」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/01/27)
A201300803 2013-3868 2014/02/05 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が病院へ搬送され、死亡が確認された。 (火災 死亡)	○当該製品(縦型ストーブ)は前面が著しく焼損し、前面ガード上側に焼損した繊維状の可燃物が付着していた。○台座は前面の一部が焼損し、転倒時OFFスイッチが押された状態で固着しており、当該製品は立った状態で焼損していた。○電源スイッチの状態は確認できなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、内部に出火の痕跡は認められないことから、前面ガードに可燃物が接触して着火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/02/20)
A201400083 2014-0383 2014/04/25 (事故発生地) 熊本県	USBケーブル	当該製品を使用してスマートフォンをパソコンに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○スマートフォン側のコードプロテクター付近のコードが半断線しており、半断線箇所には熔融痕が認められた。○断線したコードは電源線であった。○パソコンやスマートフォンには異常が認められなかった。●当該製品のコード部に過大なストレスを繰り返し加えたため、芯線が断線して短絡・異常発熱により、焼損したものと推定される。 (E2)	(受付:2014/05/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400328 2014-1326 2014/08/19 (事故発生地) 兵庫県	電気掃除機	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグを焼損し、周辺を汚損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は電源コードプロテクター直近に焼損が認められたが、それ以外に発火の痕跡は認められず、コードリールを交換して通電すると正常に動作した。○電源コードの芯線はプロテクター内部で断線し、断線部に強い捻れが認められた。●当該製品は、電源コードプロテクター部に強い捻れを生じさせるような状態で使用されたため、プロテクター内部で芯線が半断線して異常発熱し、出火したものと推定される。なお、当該製品はJIS C 8303（配線用差込接続器）の要求事項を満たしており、取扱説明書には、「電源コードを引っ張らない。必ず電源プラグを持って抜く」旨、記載されている。	(受付:2014/09/04)
A201400357 2014-1395 2014/08/24 (事故発生地) 大阪府	I H調理器	当該製品の上に置かれていた可燃物等を焼損し、当該製品を汚損する火災が発生した。	○当該製品はトッププレート上に金属製ボウル等が置かれていた。○内部の基板、配線接続部等に発火の痕跡は認められなかった。また、電源コード及び電源プラグに異常は認められなかった。○当該製品は電源スイッチを押下した後、加熱キー又は揚げ物キーを押下しないと加熱しない構造であった。○室内で猫を飼育しており、当該製品のトッププレートには猫の毛が付着していた。○事故発生場所は事故発生の2～3日前から無人であった。●当該製品は詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品のスイッチが外的要因で入ったことにより、トッププレート上の金属製品がIHヒーターにより加熱された結果、接触していた可燃物が出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/09/16)
A201400368 2014-1387 2014/09/04 (事故発生地) 北海道	ACアダプター（タブレット端末用）	タブレット端末を装着しない状態で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2口壁コンセントの上側に接続された状態で焼損していたが、事故発生時、当該製品にタブレットは接続されていなかった。○当該製品の焼損は著しく、基板の上の電子部品の一部が確認できなかったが、残存する基板、電子部品及び栓刃に出火の痕跡は認められなかった。○同等品による強制燃焼試験の結果、外郭ケースが一部熱変形して終息し、製品外部に炎が出ることはなかった。○当該製品が接続されていた壁コンセントに出火の痕跡は認められなかった。○壁コンセントの下側に接続された他の電気製品の電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、電気製品本体は確認できなかった。●当該製品は残存する電気部品等に出火の痕跡が認められず、また、事故発生時、当該製品にタブレットは接続されていなかったこと、強制燃焼試験において当該製品内部からの発火の可能性は低いと考えられることから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/09/19)
A201400383 2014-1459 2014/09/07 (事故発生地) 神奈川県	扇風機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源スイッチは切っていたが、電源プラグはコンセントから延長コードを経由して接続していた。○電源コードの本体側引き出し部付近が断線し、溶融痕が認められた。○ファンモーター、制御基板、内部配線等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源コードに強い屈曲等の外力が加わったため、芯線が断線、スパークし、出火に至ったものと推定される。なお、当該製品は電気用品取締法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを傷付けたり、破損したり、加工したり、無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったり、束ねたりしない」旨、記載されている。	(受付:2014/09/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400385 2014-1481 2014/09/17 (事故発生地) 北海道	電気衣類乾燥機	事業所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、事故発生前日に食用油等の拭き取りに使用していたカウンタークロスを洗濯後、当該製品で乾燥し、一晩放置していた。○ドラム内部はカウンタークロスが焼損した部分で黒く変色し、内部の樹脂部品が全て熔融していた。○ドラム内にあった焼損物の一部から菜種油と同様の油分が検出された。○電気部品、配線等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、油分が付着したカウンタークロスを洗濯し、乾燥させていたため、残留していた油脂成分が酸化熱により自然発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「油の付着した物は洗濯後でも絶対に乾燥しない。油などの酸化熱による自然発火や引火の恐れがある。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2014/09/29)
A201400395 2014-1487 2014/09/25 (事故発生地) 神奈川県	デスクトップパソコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の本体内に増設されたHDD（ハードディスク）5台の内、一番上のHDDに接続する電源ケーブル用コネクタを中心に著しく焼損していた。○電源コネクタのDC12V端子とGND端子が焼失していた。○増設したHDD及び電源ケーブルは、事業者を通じて入手したものではなかった。●当該製品に増設されたHDDに接続する電源ケーブル用コネクタの差し込み不良等により出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/10/02)
A201400398 2014-1492 2014/09/15 (事故発生地) 兵庫県	電気こんろ	当該製品の上に置かれていたIH調理器を使用したところ、周辺を焼損し、当該製品を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の上に置かれた電源に接続されていないIH調理器が焼損していた。○当該製品のスイッチ内部部品は摩耗しており、押し回し機構は機能していなかったが、スイッチにはスイッチガードを備えており、体や物が当たっても容易にスイッチが入らない構造であった。○当該製品の内部に焼損は認められなかった。●当該製品のスイッチ内部部品は摩耗していたが、スイッチが容易に入らないよう対策されていることから、スイッチを回す動作を行わない限り意図せずスイッチが入ることは考えにくいことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/10/02)
A201400400 2014-1440 2014/09/06 (事故発生地) 熊本県	配線器具（コードリール）	事業所で当該製品に複数のバッテリーを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品はリールに巻いた状態のまま、延長コードを経由して合計30台の自動車用バッテリー充電器が接続されていた。○当該製品に巻かれていたケーブルは被覆が炭化・焼損し、隣接するケーブルの被覆が熱の影響で溶着していた。○引き出されていたケーブル及び電源プラグに焼損等の異常は認められなかった。●当該製品が巻かれた状態で使用され、許容値（6A）を超える電流が長時間流れたため、ケーブル内で蓄熱し発火に至ったものと推定される。なお、本体表示には「全部巻いたままで使用する場合は6A以下で使用する旨」、記載されている。 (E1)	(受付:2014/10/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400403 2014-1439 2014/09/25 (事故発生地) 岡山県	電気こんろ	当該製品の上に置かれていた電気製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の上に置かれていた樹脂製のトレイ及び電磁調理器が焼損し、当該製品にも焼損が認められた。○事故発生時、電源スイッチは「入」状態であった。○当該製品のスイッチつまみ部は意図せず容易にスイッチが入らないようガードが設けられており、電源スイッチの動作等にも異常は認められなかった。○キッチンユニット壁面の見え易い位置に、「ヒーターの上や周囲に可燃物は絶対に置かない。」旨、表示されていた。●当該製品のこんろの上に可燃物が置かれた状態で電源スイッチを入れたため、可燃物が加熱され焼損したものと推定される。	(受付:2014/10/06)
A201400406 2014-1531 2014/09/26 (事故発生地) 大阪府	電気掃除機	当該製品を使用中、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体に異常は認められず、電源コード(全長5m)の一部が断線していた。○当該コードは、電源プラグ先端から約3.5mの箇所が断線し、当該断線部分に溶融痕が認められた。○当該コードの断線箇所の近傍に絶縁被覆が削り取られたような損傷が認められ、当該箇所の芯線に素線の断線が認められた。○使用者はペット(小型犬)を室内で放し飼いにしていた。●当該製品の電源コードが、ペットによる噛り等の外力で絶縁被覆が損傷して短絡し、出火に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「電源コードを破損させない。電源コードが傷んだ場合は使わない。感電・ショート・発火・けがの原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2014/10/06)
A201400407 2014-1525 2014/09/20 (事故発生地) 兵庫県	オーブントースター	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は原型を留めているが、庫内、前面部、天面の焼損が著しい状態であった。○庫内にはトランプの束とリモコンが焼けた状態で残存しており、扉は開いていた。○ゼンマイ式のタイマーは「切」の状態であった。○電源コード、ヒーター管及び内部配線に断線等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は普段から小物入れとして使用されていたが、電源は接続された状態であった。○同等品を確認した結果、タイマーは「2」の位置(つまみ部が水平より約45度傾いた状態)がON/OFFの分岐点であり、回転トルクは適度な重さがあった。○扉が開いた状態でもヒーターに通電される構造であった。●当該製品は、製品内部に出火の痕跡が認められないことと、タイマースイッチの回転トルクは適度な重さがあることから、意図せず電源がONになるものではないと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/10/07)
A201400417 2014-1548 2014/09/05 (事故発生地) 愛知県	照明器具	発煙に気づき確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は天井埋め込み型の白熱灯照明器具で、端子台とソケットを接続する配線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。また、断線部付近の配線被覆が硬化していたが、端子台付近は柔軟性があった。○ソケット内部の電球の中心電極との接触部にスパーク痕が認められた。○電球の中心電極が荒れが認められた。○当該製品が設置されていた天井埋め込み穴には断熱材がかぶさっており、天井より落下した断熱材が焦っていた。○端子台に接続していた屋内配線に溶融痕等の異常は認められなかった。●当該製品に電球が確実に取り付けられていなかったため、接触不良により、異常発熱し、配線被覆が絶縁劣化によりショートし、出火に至ったものと推定される。また、当該製品が断熱材で覆われていた事も被覆の絶縁劣化に影響したものと推定される。なお、取扱説明書には、「電球を確実に取り付ける」、「断熱材、防音材をかぶせて使用しない。火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2014/10/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400422 2014-1561 2014/10/03 (事故発生地) 京都府	電気冷凍庫	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は前面及び側面が著しく焼損し、側面下方にある開口部内部の電装部品が焼損していた。○表示基板のはんだ面は一部がグラファイト化しトラッキング現象の痕跡が認められた。○コンプレッサー、コンデンサー等その他の電装部品及び内部配線に発火痕跡は認められなかった。○当該製品は屋内仕様であったが、屋外で約10年使用されていた。●当該製品を屋外に設置し長期間使用されたことで内部に雨水などの異物が浸入し、トラッキング現象により表示基板から出火したものと推定される。	(受付:2014/10/15)
A201400445 2014-1629 2014/10/07 (事故発生地) 福岡県	コンセント	当該製品に電気製品を接続して使用後、当該電気製品の電源プラグを抜くと、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の背面に挿入された屋内配線の一方が熱変色し、屋内配線や錠ばねにスパーク痕が多数認められた。○もう一方の屋内配線に発熱の痕跡は認められなかった。○変色していた屋内配線や当該製品の端子板から、塩素とカルシウムが検出されたが、コンセントカバー及びコンセント本体には、外観上異物の侵入や付着等の痕跡は認められなかった。○屋内配線の被覆が推奨位置よりも長くむかれており、通常の錠ばね接触位置よりも奥側の位置に掻き傷が認められた。●当該製品の施工時に屋内配線を変形させた、又は端子板に異物が付着したため、当該製品の端子板と屋内配線との間で接触不良となり、錠ばねに通電され発熱したものと推定される。	(受付:2014/10/22)
A201400450 2014-1644 2014/10/13 (事故発生地) 徳島県	シュレッダー	可燃性ガスを含む潤滑剤スプレーを使用して当該製品を整備中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品に焼損等の異常は認められず、正常に動作した。○紙投入口に付着した液体から、可燃性ガスを含む潤滑剤スプレーと同じ成分が検出された。○モーターブラシからの火花は、正常品と同程度であった。●当該製品に潤滑剤スプレーを吹き付けたため、含有する可燃性ガスがモーターブラシの火花により引火して、出火したものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書及び本体表示には、「本体やカッター部に潤滑油等の可燃性のものを塗布したり、吹き付けたりしない。」旨、記載されている。	(受付:2014/10/24)
A201400455 2014-1560 2014/10/13 (事故発生地) 福島県	電気炊飯器	当該製品のタイマーをセットして就寝中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は、内釜の下に当該製品に使用されていない金属製異物(バネ)が認められ、樹脂製の内釜受けにバネの大きさ程度の凹みが認められた。○IHコイルの芯線に溶融痕が認められた。○電源コード、基板等のその他の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、内釜の下に金属製異物(バネ)が入り込み、炊飯時の電磁誘導によりバネが加熱される状態で継続使用されたため、内釜受け下のIHコイルに熱が加わることにより芯線の被覆に絶縁不良が発生して短絡し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2014/10/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400466 2014-1695 2014/10/17 (事故発生地) 滋賀県	電気ロースター（電気魚焼き器）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の水受皿に水を入れず、数匹の秋刀魚を入れてスイッチを入れ、その場を離れていた。○事故品は全焼状態で特に側面が著しく焼損していた。○電源コード及び内部配線に短絡痕等の発火の痕跡は認められなかった。○受皿や受皿の外側に位置するヒーター取り付け金具に油脂成分が付着していた。○再現試験の結果、受皿が正常位置の場合は炎は製品外部に出なかったが、受皿を確実にセットしなかった場合には、蓋が確実に閉まらず隙間から炎が外部に漏れた。●当該製品を頻繁に使用する間に受皿周辺に油脂成分が堆積し、受皿に水を張らず、且つ確実にセットしない状態で使用したため調理物が発火し、堆積していた油脂成分に引火して周囲に延焼したものと推定される。なお、製品本体上には、「可燃物の近くで使わない。使用中は本体から離れない。」また、取扱説明書には、「壁や家具（木製）の近くでは使わない。使用中は本体から離れない。使用後は必ずお手入れをする。水を約300ml受皿に入れる。受皿・ふた・上ヒーター・下ヒーターを確実にセットする。」旨、記載されている。	(受付:2014/10/31)
A201400477 2014-0596 (事故発生地) 兵庫県	携帯電話機	当該製品を使用していたところ、当該製品の塗料が剥がれ、手のひらに湿疹を発症した。	○当該製品の塗料を削り、使用者にパッチテストをしたところ、陽性であった。○当該製品の塗料および下地から検出された、皮膚炎を発症する可能性のある物質を、使用者にパッチテストしたが、いずれも陰性であったことから、原因物質は特定できなかった。○同種事故は発生していない。○使用者は、当該製品の使用を中止して半年以上経っても、症状が続いている。●当該製品から原因物質を特定することはできなかったが、当該製品型式による同種事故も発生していないことから、使用者個人の感受性による可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/11/05)
A201400484 2014-1741 2014/10/21 (事故発生地) 千葉県	延長コード（USB充電ポート付）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、2口コンセントと2口のUSB充電ポートで構成されるマルチタップである。○当該製品の刃受け金具と基板の接続部の一部が焼失し、接続されていたコード芯線に溶融痕が認められた。○プラグ栓刃とコードに出火の痕跡は認められない。○事故発生時、室内は無人であったが、室内で猫が飼われていた。○事故品の基板、差込口カバー及び刃受けカバーから、尿成分が検出された。●当該製品のコンセントプラグ差し込み口から、内部に液体（猫の尿）が浸入したため、基板の異極間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2014/11/07)
A201400493 2014-1660 2014/10/26 (事故発生地) 石川県	液晶テレビ	建物を全焼する火災が発生し、4名が死亡した。現場には当該製品があった。	○出火元とみられる居室の壁コンセント付近に、電源プラグの栓刃が残存しており、同一居室内には当該製品があった。○残存していた電源プラグの栓刃と壁コンセントの刃受け金具に、溶融痕が認められたことから、出火元は当該箇所と推定される。○残存していた電源プラグの栓刃は、当該製品の部品ではなかった。●壁コンセントと電源プラグの栓刃の接触不良により出火したものと考えられるが、残存していた電源プラグの栓刃は、当該製品の部品ではなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/11/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400556 2014-1983 2014/11/24 (事故発生地) 群馬県	電動工具（丸のこ）	作業場で当該製品を使用中、1名が重傷を負った。 (重傷)	○当該製品ののこ刃の保護カバーが変形してベースに接触し、スプリングの力では元の位置に戻らない状態のため、人体などが不用意にのこ刃に接触することを防止する保護カバーの機能が損なわれていた。○保護カバーの動作以外（スイッチの動作、回転異常・振動の有無等）は、特に異常なかった。○本体の警告ラベル（保護カバーが円滑に動くことを確認する旨）が剥がれていた。○使用者は、保護カバーが正常に作動しない状態であったことを認識していた。○使用者は、外壁材料の切断作業後、のこ刃が回転したまま当該製品をコンクリートの地面に置いた。●当該製品の保護カバーが作動しない状態であったにもかかわらず、使用者が、切断作業直後に当該製品ののこ刃が回転した状態で地面に置いたため、当該製品が地面に弾かれ、被害者の方へ向かい、それをよけようとして右手甲を負傷したものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用する前に保護カバーが円滑に動くことやその他の損傷がないか十分点検し正常に作動するか確認する、回転したまま台や床などに放置しない、保護カバーが円滑に動かない場合は速やかに修理する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/12/08)
A201400566 2014-2021 2014/10/20 (事故発生地) 埼玉県	ノートパソコン	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、バッテリーパック取り付け部の外郭に焼損が認められるが、内部の基板などの電気部品に出火した痕跡は認められなかった。○バッテリーパック内の電池セルを確認したところ、一部の電池セルの配置が正規品と異なっていることが確認された。○バッテリーパックの焼損は著しく、電池セルに開裂や底部のふくれがあり、異常発熱した痕跡が認められた。○当該製品に装着されていたバッテリーパックは、使用者が本体とは別にインターネット・オークションにて購入したものであった。●当該製品に装着されたバッテリーパック内の電池セルが内部短絡したため、異常発熱し、焼損したものと推定されるが、当該製品本体に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/12/11)
A201400574 2014-2057 2014/12/09 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ	店舗で当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、店舗の食品売場で買い物客が自由に使用できるように設置されていた。○当該製品は庫内のみの焼損しており、通電部及び操作回路に異常は認められなかった。○庫内のガラス皿の一部が溶融し、回転ローラーの一部が溶融・炭化していた。○ガラス皿は回転軸から外れ落ちた状態で、ガラス皿の上部に食品カス（パン粉等）が付着し、焼損部には食品の炭化物が付着していた。○当該製品の庫内をクリーニングした後、新しいガラス皿と回転ローラーを取付け、各種動作検証を行った結果、庫内でのスパークや異常動作、異常過熱等は生じなかった。●当該製品の庫内のガラス皿の位置がずれ、加えて食品カス等が付着した状態で空だき運転されたため、食品カス等が過熱し、庫内が焼損したものと推定される。なお、製品本体上には、「食品カスなどがついたまま加熱しない。空だきしない。」旨、取扱説明書には、「食品・油・煮汁などで汚れたままにしたり、加熱したりしない。庫内がカラのまま作動させない。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2014/12/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400586 2014-2080 2014/12/05 (事故発生地) 福島県	電気脱臭装置	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、室内で犬を飼っていた。○当該製品の電源コードの焼損部に、断線及び溶融痕が認められた。○電源コードの焼損していない箇所にも、犬が噛んだことによるものとみられる破損が認められた。○当該製品内部のファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源コードを室内で飼っていた犬が噛んだため、被覆が損傷して短絡・スパークが発生し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2014/12/18)
A201400598 2014-2088 2014/12/06 (事故発生地) 東京都	スチームアイロン	当該製品の電源プラグをコンセントに差し込んだところ、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源プラグのプロテクター付近の電源コードに焼損が認められた。○電源コード焼損部は、片側の芯線が全断線、もう一方の芯線は数本が断線していた。○当該製品の電源プラグは、壁コンセントに接続した可動式3口タップを介して、壁面と平行に接続されていた。●焼損時の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度の応力が加わったことで断線して、スパークし、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合している。	(受付:2014/12/19)
A201400610 2014-2025 2014/12/04 (事故発生地) 石川県	電気スタンド	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、支柱（金属製）に熱変色が認められ、台座には焼損物及び樹脂部が溶融した中間スイッチが付着していた。○電源コードの中間スイッチと本体間で被覆が焼失して断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕のいずれであるかの特定には至らなかった。○電源プラグ、電球及び中間スイッチの接点に、出火に至ったような異常は認められなかった。○中間スイッチの接点は離れていたが、可動部の支点も取り付け箇所から脱離しており、事故当時のスイッチの状態（入/切）は不明であった。○当該製品は、可燃物に密着して置かれていた。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、通電に伴う熱の影響で周囲の可燃物に着火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/25)
A201400619 2014-2173 2014/12/04 (事故発生地) 愛知県	電気炊飯器	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品の電源コードが、電源プラグのプロテクター端部付近で断線し、溶融痕が認められた。○その他の電気部品に異常は認められず、電源コードを交換して通電したところ、正常に動作した。●当該製品の電源プラグのプロテクター端部付近に過度の外力が加わったため、コードの芯線が断線・スパークし、出火に至ったものと推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを傷付けたり、無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったりしない。火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2014/12/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A200901168 2010-0150 2010/03/12 (事故発生地) 愛知県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を点火したところ、当該製品から出火し、建物が全焼した。	○当該製品は、給油して数十分後に、置台付近から炎が上がっていた。○当該製品の給油タンクから、ガソリン成分が検出された。○使用者宅では、灯油、ガソリン、混合油が保管されていた。●使用者が給油タンクへガソリンを誤って給油したため、当該製品使用時の熱で給油タンクの内圧が上昇してガソリンが置台に漏れ出し、炎が引火して火災に至ったものと推定される。なお、当該製品本体、給油タンク及び取扱説明書には「ガソリン厳禁」と記載されていた。	(受付:2010/03/29)
A201000211 2010-1092 2010/06/04 (事故発生地) 静岡県	ガス栓（L P ガス用）	ガスこんろを点火した際、異音とともに、当該製品と低圧ホース（継ぎ手が付いているホース）の接続部より出火し、当該製品が焼損した。（A201000214、A201000232と同一事故）	○当該製品のつまみに焦げが認められたが、傷及び打痕はなかった。○当該製品のガス気密性は開栓・閉栓時ともに確保されており、ヒューズは正常に作動した。○迅速継ぎ手接続部の寸法は基準値を満たしていた。○当該製品に接続された継ぎ手ホースのソケットは、グリル排気口のカバーがアルミ箔で覆われたガスこんろの背面に設置されていた。●当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品に接続された継ぎ手ホースのソケットがガスこんろ背面の中央部に設置されており、ガスこんろのグリル排気口のカバーが使用者によりアルミ箔で覆われていたため、グリル使用時にガスこんろ背面が高温となり、継ぎ手ホースのソケットが溶融・損傷してガス漏れが生じ、ガスこんろの操作ボタンを押したときのスパークで引火し、焼損したものと推定される。	(受付:2010/06/11)
A201000232 2010-1158 2010/06/04 (事故発生地) 静岡県	継ぎ手ホース（L P ガス用）	ガスこんろを点火した際、異音とともに、当該製品とガス栓の接続部より出火し、当該製品及び周辺が焼損した。（A201000211、A201000214と同一事故）	○当該製品のガス栓側のソケット可動部の樹脂が溶融・損傷して穴が開き、ガス漏れが生じていた。○ソケットの各部品は、正常に組み付けられていた。○当該製品のガス栓側ソケットは、グリル排気口のカバーがアルミ箔で覆われたガスこんろの背面中央部に設置されていた。●当該製品のガス栓側のソケットがガスこんろの背面中央に設置されており、ガスこんろのグリル排気口のカバーが使用者によりアルミ箔で覆われていたため、グリル使用時にガスこんろ背面が高温となり、当該製品のソケット部が溶融・損傷してガス漏れが生じ、ガスこんろの操作ボタンを押したときのスパークで引火し、焼損したものと推定される。	(受付:2010/06/17)
A201200155 2012-0443 2012/03/20 (事故発生地) 高知県	ガストーブ（ガスボンベ式）	当該製品のカセットボンベを交換し、使用しようとしたところ、当該製品から出火し、当該製品を焼損、1名が負傷した。（A201200195と同一事故）	○当該製品とカセットボンベを正常に設置した場合、ガス漏れは検知されなかった。○ガスボンベのフランジ切欠き部分とストーブの凸部を合わせないで装着するとガス漏れが生じ、ガスボンベ装着レバーも重なった。○凹凸を合わせて装着すると付かない圧着痕が、ガスボンベのフランジに認められた。○ガスボンベの下部缶の保持する金具が広がっていた。●当該製品に使用者がガスボンベを装着する際に、凹凸を合わせず無理にガスボンベ装着レバーを押したため、ガスボンベ接続口でガスが漏れ、着火動作によって漏れたガスに引火し、着用していた衣服に着火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「カセットボンベの凹みとストーブの凸部を合わせて設置する」旨、記載されている。	(受付:2012/05/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201200690 2012-2352 2012/12/04 (事故発生地) 神奈川県	ガス衣類乾燥機（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品内部及び可燃物（衣類）を焼損する火災が発生した。	○使用者が、当該製品で衣類を約1時間乾燥させた後、まだ乾いていなかったために再度乾燥を開始したところ、乾燥開始から約1時間後に、回転中のドラムから異音が生じてドラム内の衣類が燃えた。○ドラム内に入っていた衣類の総重量は約7.5kgで、標準乾燥容量の5.0kgを上回っていた。○ドラム内にあった衣類の一部から油脂成分が検出された。○油脂成分が付着した経緯は特定できなかった。○ドラムの背面側に取り付けられているフィルターカバーやファンが溶融していた。○モーターの配線類は焼損しておらず、パーナ一部にも異常は認められなかった。○安全装置である熱風サーミスターと排気サーミスターは、いずれも焼損していなかった。○焼損した部品を交換して製品の作動確認を行ったところ、安全装置を含む製品の作動に異常は認められなかった。●衣類に油脂成分が付着していた経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の作動に異常が認められないことから、ドラム内の衣類の量が標準乾燥容量を上回っていたためにドラム回転中に一部の衣類が密着状態となって油脂成分の酸化蓄熱が進み、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/04/01)
A201200707 2012-2283 2012/12/07 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、建物を1棟全焼、3棟類焼し、1名が死亡、3名が負傷した。	○使用者は、早朝、寝室に設置されていた当該製品を点火し、そのまま外出した。○使用者の家族が、異臭に気付いて目が覚め、当該製品の天板から高さ30cm程度の炎が出ていたため、消火しようと当該製品に毛布をかけたが、消火できず燃え広がった。○当該製品は、下部に比べて上部の焼損が著しく、塗装が焼失していた。○当該製品には繊維状の炭化物が付着していた。○天板裏、燃焼筒の内炎筒の外側と外炎筒の内側に著しいススの付着は認められなかった。○給油タンクに変形は認められず、口金はしっかりと閉められていた。○置台の塗装が残っており、底面からの油漏れは確認できなかった。●事故当時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2012/12/20)
A201200873 2012-2397 2012/11/09 (事故発生地) 長野県	石油ストーブ（開放式）	山小屋で当該製品を使用後、体調が悪くなり入院、一酸化炭素中毒と診断された。	○事故後、山小屋で発見された当該製品のしん案内筒の上板周辺には、マッチなどの燃えかすが多数残っていた。○当該製品に残っていた灯油は変質しており、点火レバーは変質灯油によるしんの硬化で動きづらくなっていた。○変質灯油が給油された経緯は特定できなかったが、山小屋の横の物置には半透明の蓋の開いたポリタンクがあり、中の灯油は変質していた。○当該製品の燃焼状態は不安定で、燃焼中に白煙と異臭が確認されたほか、排気ガス中に550ppmの一酸化炭素が検出された。○山小屋には当該製品以外にも火鉢等の燃焼器具が複数あり、一部には使用した痕跡が認められた。●当該製品から一酸化炭素が発生していることから、当該製品によって事故に至った可能性も考えられるが、事故時の詳細な使用状況が不明であり、変質灯油が給油された経緯も特定できなかったことから、事故原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/02/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201201029 2012-3473 2013/03/06 (事故発生地) 千葉県	開放式ガス瞬間湯沸器 (LPガス用)	当該製品の点火操作を行ったところ、爆発する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。(A201300207と同一事故)	○当該製品からのガス漏れは認められなかった。○当該製品下側に取り付けられている電池ケース及び電子ユニットケースが焼損しており、焼損の度合いは、内部よりも外側が激しかった。○当該製品にはガスホースが接続されており、当該製品との接続部付近のガスホース表面に焦げ跡が認められ、ガスホースとの接続部からガス漏れが認められた。○ガスホースの接続口に取り付けられているパッキンが欠損していた。○当該製品にガスホースが接続された経緯については、誰が工事を行ったのかも含め、特定できなかった。●当該製品にガスホースが取り付けられた経緯が特定できなかったため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められず、ガスホースのパッキンに欠損が認められたことから、ガスホースのパッキンの欠損によって当該製品との接続部からガス漏れが発生して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/03/19)
A201300099 2013-0405 2013/04/29 (事故発生地) 埼玉県	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	当該製品に鉄板焼器を載せて使用中、消火してガスボンベを取り外したところ、漏洩したガスに引火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損、1名が火傷を負った。	○当該製品は、各口にガスボンベをねじ込んで直結する2口のガスコンロであった。○使用者は、当該製品全体を覆う大きさの鉄板を載せて当該製品を使用した。使用中、火力調節ができなくなったこととガスボンベの温まり方を気にしていたところ、左側バーナーの火が消えたため、右側の火が付いたまま左側のガスボンベを取り外した。その際、外したガスボンベから漏れ出たガスに右側バーナーの火が引火した。○事故発生から約2時間後に右側のガスボンベを外したところ、ガスが噴出した。○使用していたガスボンベは当該製品と同一ブランドの対応品であり、2本ともシステムが溶融していた。○同等品に市販の鉄板(W600×D440mm)を載せて右バーナーのみ点火し、ガスボンベのステム近傍温度を計測したところ、点火後6分50秒でステム材質の熱変形温度である110℃に達した。●当該製品を鉄板で覆って使用したために強いふく射熱がガスボンベに加わりシステムが溶融し、右側バーナーの火を消さずに左側ガスボンベを取り外したため、ガスボンベから漏れ出たガスに右側バーナーの火が引火し、火災に至ったものと推定される。	(受付:2013/05/09)
A201300130 2013-0518 2013/05/09 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(都市ガス用)	当該製品を使用中、外出し戻ったところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○使用者は、当該製品のグリルバーナーに点火して魚を焼き始めたあと、そのまま外出した。○約50分後に使用者が帰宅したところ、グリル排気口付近より煙が出ていた。○事故品のグリル庫内と水入れ皿には、食材及び庫内に付着した油脂物が炭化するとともに、グリルケース内の左右側面及び奥面には過熱痕が確認された。○グリルケースの左側面が変色しており、その近傍にあった小コンロ用器具栓セットが熱の影響で破損し、器具栓防熱板に付着していた油脂が焼損した跡が確認された。●使用者が当該製品のグリルを点火したまま外出したために、グリルが異常高温となって内部の食材等が出火し、グリル近傍にあった器具栓防熱板に付着していた油脂等が燃えたものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま就寝や外出をしない。火をつけたまま離れない。」旨、記載されている。	(受付:2013/05/20)
A201300145 2013-0576 2013/05/03 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(都市ガス用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は事故時に使用中であったが、使用状況の詳細については特定できなかった。○事故後、当該製品の傍らには焦げた鍋が落ちており、当該製品の火はついてた。○当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、正常に点火・消火操作を行うことができた。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/05/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201300151 2013-0578 2013/05/16 (事故発生地) 群馬県	ガス栓（LPガス用）	当該製品に接続したガスこんろを使用 中、当該製品及び周辺を焼損する火災が 発生した。 (火災)	○当該製品はヒューズ機構付きの2口ガス栓であり、片側にガスこんろが接続されていた。 ○使用者は、当該製品の未使用の左側ガス栓のつまみを開いたが、ガスこんろが点火しないので、当該つまみを開いた状態で、ガスこんろに接続されている側のつまみを開いてガス こんろを点火し料理をしていた。○当該製品の未使用側ガス栓のホースエンドには、当該製 品に付属のものではない一部が溶融した樹脂製キャップが取り付けられていた。○左右のガ ス栓の樹脂製つまみが焼損していたが、気密及びヒューズ性能等に異常は認められなかった。 ○左右のガス栓の内部のシール面、ゴムパッキン等には傷等の異常は認められなかった。 ●当該製品の気密及びヒューズ性能等に異常は認められなかったことから、樹脂キャップが 取り付けられていた未使用側ガス栓のつまみを開いたまま、ガスこんろに接続されていた側 のつまみを開いて調理を行ったため、樹脂キャップとホースエンド間から漏れたガスにガス こんろの火が引火し、事故に至ったものと推定される。 (E2)	(受付:2013/05/27)
A201300155 2013-0579 2013/05/20 (事故発生地) 北海道	石油給湯機	当該製品及び周辺を汚損する火災が発 生した。 (火災)	○当該製品の給排気筒トップが、外壁塗装工事に伴い養生シートで覆われていた。○当該 製品の電気系統、燃焼系統及び燃料系統に異常は認められなかった。○当該製品の作動を確 認した結果、着火状態や燃焼状態に異常は認められず、排気温度も正常値であった。●当該 製品の給排気筒トップが、外壁塗装工事に伴い養生シートで覆われた状態で、使用者が当該 製品を使用したため、異常燃焼を起こして給排気筒トップを覆っていた養生シートに着火し 、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常燃焼や火災の原因にな るため、排気口・給排気筒トップのすぐ前に物を置かない。」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2013/05/28)
A201300160 2013-0601 2013/05/27 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（都市ガス 用）	火災報知機が鳴動したため確認すると 、当該製品から出火する火災が発生して おり、当該製品及び周辺を焼損した。（ A201300231と同一事故） (火災)	○使用者は事故の約1時間前まで当該製品を使用していたが、火災発生時には当該製品は 使われていなかった。○ビルトイン型の当該製品の下には機器接続用ガス栓が取り付けられ ていた。○当該製品の底面部には、機器接続用ガス栓付近を中心にススが付着していた。○ 天板裏側にススの付着はなく、製品内部から出火した痕跡は認められなかった。○機器接続 用ガス栓が損傷し、ガスが漏れていた。●当該製品に出火の痕跡が認められず、事故時にも 使用されていなかったことから、機器接続用ガス栓から漏洩したガスに引火して事故に至 ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/05/30)
A201300175 2013-0635 2013/05/30 (事故発生地) 北海道	油だき温水ボイラ	当該製品を使用中、火災報知機が鳴動 したため確認すると、当該製品から出火 する火災が発生しており、当該製品を焼 損した。 (火災)	○オイルストレーナーからバーナーへ灯油を供給するための送油管に、当該製品に同梱さ れていた銅製送油管ではなくゴム製送油管（2002年12月製造）が使用されていた。○ ゴム製送油管はオイルストレーナーとの接続部で亀裂が生じていた。○オイルストレーナ ーのリングに変形が認められ、灯油漏れが確認された。○当該製品は底板部付近からバー ナー部にかけての焼損が著しく、更に上方向に燃え広がった痕跡が認められた。○バー ナー取付け部、缶体部、消音器からの排気漏れはなかった。●当該製品の附属品でないゴム製送 油管がオイルストレーナーとの接続部で劣化し、亀裂が生じて漏れた灯油が底板付近にたまり 、運転時の熱によって気化し吸気ファンから吸われてバーナーの炎に引火し、オイルス トレーナーのリングがその熱影響を受けて変形し、リングからも灯油が漏れたため焼損が 拡大し、火災に至ったものと推定される。 (F2)	(受付:2013/06/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300207 2013-0783 2013/03/06 (事故発生地) 千葉県	継手ホース（L P ガス用）	当該製品をガス瞬間湯沸器に接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201201029と同一事故）	○当該製品のガス瞬間湯沸器との接続部付近に焦げ跡が認められた。○当該製品の接続口に取り付けられているパッキンが欠損していた。○当該製品と未使用の同等品を用いて気密試験を行った結果、当該製品ではパッキン部からガス漏れが認められたが、同等品ではガス漏れは認められなかった。○当該製品とガス瞬間湯沸器が接続された経緯については、誰が工事を行ったのかも含め、特定できなかった。○当該製品は、製造時に気密性の全数検査を受けており、異常が認められた製品はなかった。●当該製品がガス瞬間湯沸器に取り付けられた経緯が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、製造段階における当該製品の気密性に異常が認められないことから、使用期間中に生じたパッキン部の欠損によってガス漏れが発生し、ガス瞬間湯沸器の火で引火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/06/18)
A201300222 2013-0859 2013/06/23 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	○当該製品内部から出火した痕跡は認められず、外部の焼損が著しかった。○右側こんろの器具栓スピンドルは燃焼状態の位置であった。○当該製品近辺のフライパンの中に燃えカスが残っていた。○使用者は事故発生当時寝込んでおり、当該製品を使用したかを含め、事故当時の詳細な状況を覚えていなかった。●当該製品は右側こんろが燃焼状態のまま放置されたため、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。	(受付:2013/06/28)
A201300237 2013-0904 2013/06/26 (事故発生地) 神奈川県	密閉式（B F 式）ガス給湯付ふろがま（L P ガス用）	当該製品の点火操作を繰り返したところ、異音とともに当該製品の外装が変形した。	○使用者は当該製品の器具栓つまみを押して点火ハンドルを回す動作をしたが、1回では着火しなかったため繰り返し点火操作を行ったところ、大きな音がした。○事故時に使用者が点火操作を何回繰り返したのか、又は何秒間行ったのかは、特定できなかった。○当該製品のフロントカバーや本体外装部の左右側面と後面は、外側に向かって膨らんでいた。○当該製品にガス漏れ、水漏れ、冠水の形跡はなかった。○当該製品のサーモカップル、点火確認メーター、火花の発生に異常は認められず、着火状態、燃焼状態も正常だった。●当該製品に異常が認められず、事故時に種火が着火しなかった原因は特定できなかったが、使用者が繰り返し点火操作を行ったために、未燃焼ガスが機器内部に滞留し、ガスが充満した状態で点火ハンドルを回して発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体表示及び取扱説明書には、「点火しないときは、器具栓つまみを“止（0）”の位置に戻し、5分間は操作しない。」旨、記載されている。	(受付:2013/07/05)
A201300307 2013-1195 2013/07/08 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（L P ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は左側こんろを使用後に外出した。その後、無人の台所が焼損した。○当該製品は全体的に焼損しており、点火ボタンなどの樹脂部品やグリル扉のガラスは溶融、焼失していた。○左側こんろは五徳の支え爪が熱で脱落するなど著しく焼損しており、溶融したフライパンが乗っていた。○本体外部は内部に比べて焼損が著しかった。○当該製品は10年以上前の製品で、調理油過熱防止装置は備えていなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、本体内部より外部の焼損が著しいことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/08/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300317 2013-1240 2013/07/26 (事故発生地) 香川県	石油ふろがま	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者がシャワーを使用するために、当該製品とは別にある給湯器を使用しているシャワーを2～3分使用し、その数分後に当該製品の循環パイプ付近から煙が上がった。○浴槽内に水はなかった。○当該製品の浴室スイッチは「入」になっていた。○循環口に焼損した接続ゴムの一部が付着していたが、当該製品内部に異常は認められなかった。○当該製品は約35年前の製品で、空だき防止装置は備えていなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の浴室スイッチが入り空だき状態となって循環口の接続ゴムが焼損して発煙に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/08/06)
A201300336 2013-1286 2013/07/30 (事故発生地) 北海道	ガス栓 (L P ガス用)	当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品はヒューズ機構付き二口ガス栓であり、事故発生時、ガスこんろに接続されていた側のつまみは閉じており、未使用側のつまみが全開状態であった。○当該製品は、未使用側のガス栓には、ゴムキャップが取り付けられていたが、焼損により脱落していた。○当該製品の気密性能に異常はなく、つまみのぐらつきも認められなかった。●当該製品のゴムキャップが付けられていた未使用側のつまみを開いたまま、ガスこんろの点火操作をしたため、ゴムキャップの隙間から漏れたガスに引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	(受付:2013/08/09)
A201300342 2013-1315 2013/08/04 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ (L P ガス用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災 重傷)	○事故発生時、使用者は当該製品で調理をしていた。○当該製品の周囲には、可燃物が多数あったほか、左側こんろの横のテーブルにはビニール袋があった。○事故後、当該製品の左側こんろの点火スイッチは点火状態のままだった。○当該製品の上面は左側こんろを中心に強く焼損しており、左側こんろの上にはビニール袋が溶けたと思われる異物が付着していた。●使用者が当該製品の周囲に可燃物を置いた状態で調理したために、バーナーの火が可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲には燃えやすいものを置かない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/08/13)
A201300391 2013-1503 2013/08/17 (事故発生地) 青森県	石油給湯機付ふろがま	当該製品を使用中、異音がしたので確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。 (火災)	○使用者はドラフター (炉内圧力を逃がす役目をする蓋) 開口部をアルミはくで覆いふさいで使用していた。○煙突内部及びふろがま燃焼室内部にススが付着していた。○ふろがま缶体と底板をシールする底リングの耐火材は下部分が確認出来なかった。○当該製品設置場所に給気口は無かった。○煙突の立ち上がりが無く排気条件が悪かった。●当該製品を吸気の悪い場所に設置したため、燃焼不良を起こして燃焼室内に燃料が充満し、ドラフター開口部をアルミはくでふさいだため着火時に内圧が上昇し、ふろがま缶体と底板の間のシールする底リングの耐火材が吹き飛ばされ、燃焼室内の熱が外に漏れ、ゴム製送油管が劣化し油もれを起こし、気化した油に引火したために火災に至ったものと推定される。 (E1)	(受付:2013/09/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300480 2013-1869 2013/08/17 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○使用者は事故発生前に当該製品を使用しており、事故発生時には外出していた。○当該製品は焼損していたが、グリルの押しボタンに取り付けられていたロッドの焼き付きから、事故時にグリルは点火状態にあったと推定された。○当該製品にグリルの自動消火機能は搭載されていなかった。●当該製品のグリルを点火した状態で使用者が外出したために、当該製品が過熱して出火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/10/15)
A201300490 2013-1896 2013/10/14 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体底面の広範囲に錆が生じ、各こんろ及びグリルへガスを供給するメイン配管に、錆による穴が認められた。○グリル部の水受け皿は錆びており、奥側に腐食による穴が認められた。○左右混合管下にある煮こぼれカバーに、煮こぼれ跡及び錆の発生が認められた。○事故の2～3か月前から、当該製品の使用時にガス臭がしていた。●当該製品は、こんろ使用時の煮こぼれやグリル使用時の水受け皿の腐食による穴からの漏水により、内部の腐食が進行しメイン配管に穴が生じ、事故以前からの使用時のガス臭にもかかわらず継続使用したため、使用時に漏れたガスに引火し事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガス漏れに気づいた時にはすぐに使用を中止し、ガス事業者まで連絡する」旨、記載されている。	(受付:2013/10/18)
A201300509 2013-1951 2013/10/13 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の両バーナーを使用後、グリルの排気口から炎が上がり、当該製品を焼損し、周囲を汚損した。○事故当日、当該製品のグリルは使用していなかった。○ガス通路に漏れは認められなかった。○当該製品の外観は、グリル排気カバーやグリル扉などグリル周辺の焼損が著しく、背面側もグリルを中心にススの付着が認められた。○グリル内の水入れ皿には、炭化した多量の堆積物が認められた。○本体内部は、グリルから左右に広がるようにススが付着し、グリル内部は鋼板の変色がひどく、高温になった様相を呈していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ及び異常発火の痕跡がなく、当該製品のグリルの内部に多量の堆積物があり、グリル左右の腐食による開口部から左右のこんろ側に炎が噴き出たようにススの付着があることから、何らかの要因でグリル内の堆積物が発火したと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。	(受付:2013/10/28)
A201300511 2013-1959 2013/10/19 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が負傷した。	○使用者が、当該製品で鮭の切り身をグリルで調理中、その場を離れて戻ると当該製品から20～30cmの炎が出ていた。○当該製品は焼損が激しく、全体が焼損して変色し、樹脂部品は消失し、器具栓やバーナーヘッドが溶融していた。○グリルの金網の上には魚の切り身と考えられる塊が炭化物となって残っていた。○使用者の供述によれば、当該製品は約1年前に点検を受けて以降、現在まで不具合はなかった。●グリルの金網の上に魚の切り身を置いてグリルを点火し、その場を離れていたため、グリル内部で魚の脂などに着火し、火災に至ったものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には、「火をつけたままそばを離れない」旨、記載されている。	(受付:2013/10/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300577 2013-2287 2013/10/14 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス用）	飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品を消火したが、バーナー下側から炎が上がった。○当該製品の器具栓つまみ軸は消火位置になっており、器具栓及びガス導管に出火の痕跡は認められなかった。○バーナーキャップは著しく腐食劣化し、板厚が薄くなっていた。○腐食劣化したバーナーキャップで燃焼を行うと、燃焼炎が均一でなく、バーナー下側に炎が溢れることを確認した。●当該製品のバーナーキャップが著しく腐食劣化し、燃焼炎がこんろ下側に溢れる異常燃焼が生じていたため、こんろ下側に堆積した煮こぼれ等に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「バーナーキャップは消耗品であり、目づまりや変形・破損した場合は交換する。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/11/28)
A201300605 2013-2437 2013/12/01 (事故発生地) 静岡県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品を点火して就寝し、1時間後に目を覚ますと室内に煙が充満していた。○当該製品は固定タンク式の円筒型ストーブで、内部にススが付着し、燃焼筒部分には多量のススが付着していた。○使用者は点火の際に火のつきを良くするため、燃焼筒部分を持ち上げていた。●当該製品の燃焼筒が正しくセットされず、位置がずれていたため、異常燃焼が生じたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「燃焼筒がずれていると、ススや油煙が出て異常燃焼を起こして危険です。燃焼中は時々炎を見て正常燃焼していることを確認する。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/12/06)
A201300608 2013-2438 2013/11/23 (事故発生地) 静岡県	ガストーチ	当該製品にガスポンペを接続して使用しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	○当該製品を点火した際、ガスポンペ接続部から炎が上がり火傷した。○使用者は当該製品にガスポンペを装着時にガス漏れが生じることを認識しており、使用の都度ガスポンペを付け直し、ガス漏れが起きないようにして継続使用していたが、事故時は付け直した後にガス漏れの確認をしなかった。○当該製品のガスポンペ接続部には、ガスが漏れないようにOリングが2つ取り付けられているが、ともに硬化・損傷していた。●当該製品はガスポンペ接続部のシール用Oリングが硬化・損傷し、ガスポンペ装着時にガス漏れが生じるようになっていたにもかかわらず、使用者が継続使用し、ガス漏れを確認せずに点火したことから、漏れていたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ガス漏れ時はタマネギが腐ったような臭いがします。絶対に火をつけない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/12/06)
A201300620 2013-2498 2013/12/04 (事故発生地) 新潟県	開放式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	事業所で当該製品の点火操作を行ったところ、引火し、1名が火傷を負った。 (火災)	○塗装作業後に当該製品を使用し、点火時に当該製品付近で大きな炎が出ていた。○当該製品の外観や内部に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のガス通路にガス漏れは認められず、点火・着火は確実に、燃焼状態に異常は認められなかった。●事故当時の状況から、何らかの可燃性ガスが存在し、点火操作時のスパーク、または他の要因で引火した可能性が考えられるが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/12/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300626 2013-2502 2013/12/04 (事故発生地) 大阪府	ガス栓（都市ガス用）	店舗で当該製品に接続されたガス炊飯器を移動させたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○飲食店に設置された当該製品と接続された炊飯器を使用後、使用者がつまみを閉止せずに炊飯器を移動させたため当該製品からゴム管が外れ、漏れたガスに近傍の鋳物コンロの火が着火し、当該製品のつまみと周辺にあったゴム管などを焼損した。○鋳物コンロと当該製品の離隔距離や鍋の直径等は不明である。○内部を分解したところ、ヒューズボールの溶融が認められた。○当該製品は、全数性能検査を実施後出荷されている。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は外部からの受熱により製品内部のヒューズボールが溶融した状態で使用中、つまみを閉止しない状態で炊飯器を引っ張ったために繋がれていたガス管が当該製品から抜け、ガスが漏れてコンロの火に引火したものであり、当該製品は出荷時の全数検査においても異常がなかったことが確認されていることから、製品には起因しない事故と推定される。	(受付:2013/12/13)
A201300650 2013-2594 2013/12/18 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が、こんろで卵焼きを調理中、火を消さずに調理したものをテーブルに運び火を消すために戻ったところ、グリルの排気口から20cmほどの炎が出て、当該製品と周囲の一部を焼損した。○当該製品内部の各こんろバーナーの周囲や右奥側に煮汁や油分の炭化した堆積物が確認され、当該製品背面には油が流れた跡が残っていた。○左右のこんろバーナーの混合管入口部に煮汁などの固まった堆積物が確認された。●当該製品は、使用者が使用時に何度も煮こぼれなどをした結果、炎口の隙間からこんろバーナーの混合管に煮汁などが入って固まった堆積物がガス経路を一部塞いで、ガスが混合管入口部より当該製品内部に溢れ、溢れたガスに引火して当該製品内部の煮汁や脂分等の堆積物に着火し、左側操作部周辺の可燃物に延焼し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「バーナーに煮こぼれがかかった時はこまめに手入れする、煮こぼれがかかったまま放置すると炎口が詰まり機器内部で燃えることにより機器焼損のおそれがある」旨、記載されている。	(受付:2013/12/25)
A201300686 2013-3434 2013/12/31 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は調理油を油凝固剤で固めて捨てるため、当該製品の右側こんろで調理油を加熱したが、火をつけたままその場を離れ、火をつけたことを忘れて外出していた。○当該製品には調理油過熱防止装置が装着されていなかった。●当該製品で調理油を加熱し、火をつけたままその場を離れたため、調理油が過熱して発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から離れない。」旨、記載されている。	(受付:2014/01/14)
A201300736 2013-3637 2014/01/21 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品の右側こんろで揚げ物調理中、その場を離れていた。○調理油過熱防止装置に異常はなく、内部に出火の痕跡は認められなかった。○使用していた鍋は過熱の影響により、底面が凸形状に膨らんでいた。●当該製品に異常は認められないことから、調理中にその場を離れていたため、油が過熱して発火し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から離れない。」旨、記載されている。	(受付:2014/01/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300788 2013-3831 2014/01/24 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ（開放式）	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡)	○事故現場はビニール袋に入ったゴミが多量にあり、たばこの吸い殻も落ちており、当該製品の置台には焼損した布のようなものが堆積していた。○当該製品のカートリッジタンクは装着された状態で焼損し、燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、芯は消火位置まで下がり、内部に出火の痕跡は認められなかった。○前面ガードには繊維が付着したような痕跡が認められた。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/02/17)
A201300794 2013-3833 2014/02/06 (事故発生地) 和歌山県	石油ふろがま	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の循環口の連結ゴムが燃えていた。○焼損していたのは循環口の連結ゴムだけで、その他の炉材などに焼損の痕跡はなく、外部から焼損した痕跡もなかった。○事故前日は、入浴後に浴槽の排水栓を抜いていた。○当該製品は正常に燃焼し、異常は確認されなかった。○タイムスイッチ及びその電気回路に異常は認められなかった。○家人の供述によれば、過去にも使用者が誤って当該製品のタイムスイッチを入れたことがあるとのことであった。●詳細な使用状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、使用者が蛍光灯のスイッチを入れる際に誤って当該製品のタイムスイッチを入れたことで空だきになったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は空だき防止装置が搭載されていない機種であった。 (F2)	(受付:2014/02/17)
A201300799 2013-3835 2014/02/11 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者（1人暮らし）が当該製品の左側（調理油過熱防止装置付き）のこんろで唐揚げを調理後、その場を離れ、戻ると鍋から火が出ていた。○使用者は調理後、火を止めるのを忘れてその場を離れたと証言している。○外観は全体的に焼損が著しかった。○天板の裏側には部分的にススが付いている箇所があるものの、内部から発火したものではない様相を呈していた。○鍋は溶融しており、油量、鍋のサイズ等の詳細は不明であった。○調理油過熱防止装置の温度センサーの抵抗値に異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定に至らなかったが、当該製品の調理油過熱防止用の温度センサーに問題がなかったことから、使用者が当該製品の左側のこんろで唐揚げを調理後、火を止めるのを忘れてその場を離れたことにより過熱し発火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/02/19)
A201300838 2013-3938 2014/02/24 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○揚げ物調理の際に発火し、当該製品の一部と台所を焼損した。○使用者は、油の加熱中にその場を離れていた。○火力調節つまみは強の状態であった。○当該製品は1999年製造で、調理油過熱防止装置が搭載されていない製品であった。●当該製品に油を入れて加熱中に使用者がその場を離れたため、油が過熱され発火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対にはなれない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/02/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400253 2014-1065 2014/07/25 (事故発生地) 神奈川県	密閉式ガス給湯付ふろがま (LPガス用)	当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、周辺が破損、1名が重傷を負った。 (火災 重傷)	○使用者が当該製品のシャワーを使うために点火操作を2回行ったところ、大きな音とともに当該製品の下部周辺から炎が広がった。○事故の直前まで、浴室とは別の部屋で可燃性ガスが入った噴射式殺虫剤が使用されていた。○殺虫剤が使われていた部屋は、浴室から離れていたが、空気の流れが浴室に向いていた。○浴室は1坪程度で、窓はあったが換気扇はなかった。事故後、浴室のアルミ製の扉が室外方向に「くの字」に変形していた。○ガスメーターから当該製品の接続部までの間にガス漏れは認められなかった。○当該機器の外装ケースに穴空きや、変形、熱による変色などは認められなかった。○機器内部構成部品品(水通路、ガス通路、バーナーセット部、電装部品等)には、焼損や破損箇所は無く、ガス漏れ、水漏れなどの異常は認められなかった。○当該製品の口火の点火性能、火移り、メインバーナーの燃焼状態に異常は認められなかった。●浴室に流れ込んだ殺虫剤の可燃性ガスに点火操作時の火花や炎が引火して事故に至ったものと考えられ、当該製品には異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/08/01)
A201400262 2014-1113 2014/07/29 (事故発生地) 山梨県	屋外式 (RF式) ガスふろがま (LPガス用)	山小屋で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が死亡した。 (死亡 CO中毒)	○屋外設置用の当該製品は、高地にある宿泊施設の浴室内 (170cm×170cm) に設置されていた。○当該製品は宿泊施設の経営者が設置した。また、事故以前から、当該製品を使用した従業員から体調不良の訴えがあったが、使用を継続していた。○使用者は、浴室に入ってから15分後に、一酸化炭素中毒症状で浴槽内に倒れ、その後、溺れて死亡した。○事故発生時、浴室内の窓は開いていたが、ドアは閉まっていた。○当該製品の外観に変形等の損傷は認められなかった。○当該製品の排気部や給気ガラリに詰まりは認められず、点火操作部やバーナー部にも異常は認められなかった。○熱交換器のフィンにはススの付着が認められたが、閉塞はしていなかった。○浴室の窓を開放してドアを閉めた状態で当該製品を運転したところ、一酸化炭素濃度は、約10分後に935ppm、24分後には2000ppmに達したが、浴室のドアを開けた状態で当該製品を運転したところ、高濃度の一酸化炭素は検出されなかった。●当該製品に異常が認められないことから、山小屋の経営者が屋外用の当該製品を屋内に設置して使用を継続したために、使用者が一酸化炭素中毒となって浴槽に倒れて溺れ、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の取扱説明書及び本体には、当該製品が屋外設置用である旨と、屋内に設置すると一酸化炭素中毒の原因となり危険である旨が表記されていた。 (E1)	(受付:2014/08/05)
A201400276 2014-1141 2014/07/26 (事故発生地) 新潟県	ゴム管 (都市ガス用)	店舗で当該製品に接続しているガス機器に点火しようとしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当該製品に接続したガス機器を点火しようとした際、当該製品から出火していることに気づいた。○当該製品は破断しており、破面に、小動物がかじったような削り取り跡が認められた。○事故発生時、別のガス機器が使用されていた。●小動物がかじる等したこと当該製品に空いた穴からガスが漏れ、使用中の別のガス機器の火が引火し、当該製品及び周囲の焼損に至ったものと推定される。 (F1)	(受付:2014/08/08)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400410 2014-1522 2014/09/02 (事故発生地) 東京都	ガス栓（都市ガス用）	当該製品に付属しているガス栓キャップを溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は過流出安全機構付の2口のガス栓で、左側のガス栓にはガスこんろが、右側の未接続側のガス栓にはガス栓キャップが取り付けられていた。○左側のガス栓に接続していたガス用ゴム管は、表面の一部に焦げ跡が認められ、未接続側の右側のガス栓に取り付けてあったガス栓キャップの一部に溶融した跡が認められた。○使用者は当該製品の未接続側の右側のガス栓を開放した状態で、ガスこんろに接続されている左側のガス栓を開放し点火操作を行ったところ、右側のガス栓側の出口付近に火がついた。○当該製品の気密試験の結果、JIS S 2120（ガス栓）の基準（漏れ量0.02L/h以下）を満足していた。○当該製品の過流出安全機構の作動流量試験の結果、JIS S 2120（ガス栓）の基準（0.7kL/h±10%）を満足していた。●使用者が、ガス栓キャップが取り付けられた未接続側のガス栓を誤開放したまま接続側のガス栓を開放してこんろに点火したために、未接続側のガス栓口とキャップの隙間から漏れていた過流出安全機構が作動しない程度の微量ガスにこんろの火が引火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガス栓を開ける時は、ガス器具と接続具を正しく接続して異常の無いことを確認する」、「使用しないガス栓はつまみを「閉」にする」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/10/07)
A201400413 2014-1542 2014/09/22 (事故発生地) 愛知県	密閉式（BF式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品を設置していた浴室の排水状態は悪かった。○以前から当該製品と浴槽との間から火が見えることがあり、水漏れもあったが、そのまま使用を継続していた。○当該製品の外観は、右側面の下側循環管接続口のパッキンが焼損していた。○外郭ケース内面及びバーナー部に冠水跡が認められ、腐食によってメインノズルとバーナーを固定する金属板が無くなっていた。○風呂熱交換器は、下側胴壁（スカート部）に過熱痕が認められ、右側背面の下側循環管接続口付近に腐食による大きな穴が開いていた。○当該製品にガス漏れは無かったが、腐食した下側循環管接続口から水漏れが認められた。●当該製品は、浴室の排水不良によって冠水し、バーナーの背面側が高い炎となる異常燃焼が繰り返されたため、熱交換器の下側胴壁に過熱による腐食穴が開き、穴から溢れた炎が下側循環管接続口のパッキンを焼損して、本体の外に火が出ていたが、使用者が使用を継続したため、周囲の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「器具を冠水させないように注意する」「浴室の排水口をよく掃除し、ふろがまの底が水につからないよう排水を良くする」「不都合が生じた時は直ちに使用を中止し、点検する」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2014/10/09)
A201400426 2014-1569 2014/10/05 (事故発生地) 栃木県	ガス衣類乾燥機（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び当該製品内部（ドラム内）の洗濯物を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、ドラム内のタオル等が焼損し、ドラム内フィルターとその樹脂枠の一部に焼損が認められた。○タオル付着物から油脂分が検出された。○電源コード、モーター、制御基板等の電気部品及びバーナー等の燃焼部品に焼損は認められず、出火痕跡は認められなかった。●当該製品で油脂分を含んだ洗濯物を乾燥させたために、油の酸化熱により自然発火し出火したものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には「食用油、動物系油、機械油などの付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥しない。油の酸化熱による自然発火や引火の恐れがある。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/10/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400468 2014-1713 2014/10/18 (事故発生地) 鹿児島県	ガスオーブン（都市ガス用）	飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。 (火災)	○当該製品の各部にガス漏れは認められなかった。○当該製品に庫内での油脂等の発火やバーナーの異常燃焼の痕跡は認められなかった。○点火性能やバーナーの燃焼状態に異常はなく、制御装置や立ち消え安全装置等は正常に作動した。●事故当時の詳細な状況が不明であるため原因の特定には至らなかったが、当該製品の制御装置や立ち消え安全装置の作動及びバーナーの作動・燃焼状態等に異常は認められず、各部にガス漏れも認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/11/04)
A201400473 2014-1714 2014/10/28 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災)	○使用者は、当該製品のバーナーの上に電気炊飯器を置いた状態で、誤って当該製品の点火ボタンを押してしまった。○当該製品及び電気炊飯器に異常は認められなかった。●当該製品のバーナーの上に電気炊飯器を置いた状態で、誤って当該製品の点火スイッチを押したため、出火に至ったものと推定される。 (E2)	(受付:2014/11/04)
A201400486 2014-1778 2014/10/24 (事故発生地) 福井県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災)	○当該製品の右側こんろから、隣接する流し台にかけて、水切りかごとみられる樹脂溶融物が残存していた。○残存していた樹脂溶融物の真下にあたる、流し台収納部の扉、床及び敷マットが焼損していた。○使用者はガスこんろの上に水切りかご（樹脂製）を置いたまま点火した。●当該製品の上に水切りかごを置いた状態で点火したため、こんろの火が水切りかごに着火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「機器の上や周囲には可燃物や引火物を置かない、近づけない」旨、警告表記されている。 (E2)	(受付:2014/11/10)
A201400487 2014-1779 2014/11/03 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を破損し、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者が、当該製品のグリルで魚を焼いて取り出し、その場を離れて食事をしていたところ、当該製品から出火していた。○グリル庫内は焼損が著しく、底面、遮熱板及びトッププレート裏面にスエの付着が認められた。○グリル水入れ皿には、使用を禁止されているアルミ箔が敷かれていた。○グリル水入れ皿及びアルミ箔上の表面全体に、食品カス等の炭化物が認められた。○左右こんろには、出火痕跡は認められなかった。●当該製品は、グリルの手入れ不足に加え、水入れ皿にアルミ箔を敷いて使用されていたことから、水入れ皿に溜まった油脂等が燃えて火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「脂の出る料理には焼網の上や下にアルミ泊を敷かない」、「グリル使用後は必ずお手入れする」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/11/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400518 2014-1859 2014/10/27 (事故発生地) 長野県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、樹脂部品が焼失し、全体が焼損・変形していた。○使用者は、分解してファンを変形させ、枠天板を外して使用していた。○使用者は、運転を停止しないままカートリッジタンクに給油した際に、誤ってカートリッジタンクを倒して灯油をこぼし、口に銜えていたたばこを灯油がこぼれた場所に落とした。○当該製品の燃焼部に異常燃焼した形跡は認められなかった。○当該製品の電気系統には短絡は認められず、送油系統に油漏れの痕跡は認められなかった。○事故同等品を用い、使用者証言に基づき、事故状況を検証するために再現実験を行ったが、発火には至らなかった。●当該製品が出火に至ったメカニズムが不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/11/20)
A201400519 2014-1860 2014/11/08 (事故発生地) 滋賀県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○使用者が、朝に運転後放置し、昼頃再度運転スイッチを入れたところ、当該製品から出火し、当該製品とその周辺を焼損した。○送油経路、電気系統及び燃焼部の各部に異常は認められなかった。○油受け皿内部に緑色の残油があり、ガソリンに近似した成分が検出された。○灯油の保管場所と別の場所に、緑色のガソリン混合油が携行缶で保管されていた。●当該製品にガソリンを給油したため、給油タンク内の圧力が上がり、油受け皿より溢れたガソリンの揮発成分が再点火の際に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書や本体に、「ガソリン等の揮発性の高い油の使用禁止、使用燃料：灯油」の旨、警告表記されている。	(受付:2014/11/20)
A201400532 2014-1885 2014/11/17 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のグリルで魚を調理し、グリルを消した後外出し、その後にグリルの排気口から炎が出ているのを家族が発見し当該製品を焼損した。○グリルの前面周辺、グリルの排気口周辺及びガラス天板裏面にススの付着が認められた。○グリル内部にスス付着があり、特に奥側に多量のスス付着が認められた。○グリル受け皿に多量の油脂類の堆積が認められた。○使用者はグリルを掃除したことがなかった。●当該製品は、使用者がグリル内部を掃除せずに使用を継続したため、グリルで調理時、グリル受け皿に堆積していた油脂類に着火し炎が拡大して当該製品内部の配線等を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には警告表示として「グリルを使用後グリル受け皿にたまった油を取り除く」旨表記されている。	(受付:2014/11/26)
A201400535 2014-1897 2014/11/18 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（密閉式）	当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により1名が軽症を負った。	○使用者は、当該製品を使用中に気分が悪くなり、軽い一酸化炭素中毒が疑われたが、事故当時一緒にいた家族には異常はなかった。○当該製品の気密性や排ガス中の一酸化炭素濃度は、JIS基準を満たしていた。●使用者が一酸化炭素中毒になった原因の特定には至らなかったが、当該製品の気密性試験や排ガス中の一酸化炭素濃度に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/11/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400548 2014-1923 2014/11/07 (事故発生地) 愛知県	ガスボンベ	バーナーに当該製品を接続して点火後、バーナーと当該製品の接続部分から出火し、当該製品が破裂、周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。(A201400565と同一事故)	○当該製品は、上部が接続されたバーナーが埋まるように変形し、底が反対側に反った状態で外れていた。○バーナーとの接続部付近及びその近くが焼損し、一部は塗装が剥がれていた。○ボス部分に加熱痕は無く、バルブに溶融は認められなかった。○バーナー(20年以上使用)は純正品で、接続部のOリングに亀裂が認められ、硬化して厚みが薄くなっていた。●バーナーの接続部に取り付けられているOリングが、経年劣化により硬化・変形・亀裂が生じていたため、バーナーと当該製品の接続部分からガス漏れが生じてバーナーの火が引火し、当該製品が加熱されて破裂・火災に至ったものと推定される。	(受付:2014/12/03)
A201400552 2014-1957 2014/11/27 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故現場の住居にはゴミが散乱していた。○事故に至った経緯及び詳細な事故状況は特定できなかった。○当該製品に起因する火災ではなかった。●当該製品の状態及び使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に起因する火災ではなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/04)
A201400577 2014-2049 2014/11/15 (事故発生地) 大阪府	ガスカートリッジ直結型ガスこんろ	車内で当該製品をガスボンベに接続して使用中、当該製品及び周辺を破損する火災が発生した。(A201400578と同一事故)	○使用者が、車両内荷台で片手鍋に水を入れて当該製品に点火し、バックドアを閉めその場を離れ約15分後当該製品に接続したボンベが爆発した。○設置場所にはビニールシート、合板が敷かれており、ビニールシートは溶融し、合板が焦げていた。また、バックドアの内張りにも溶融が認められた。○当該製品は器具栓とバーナー、ごとくが分離していた。また、器具栓及び接合リングはボンベ頭部に接続された状態であった。○つまみと接合リングは溶融・焼損していたが、その上部に位置していたバーナー裏面に付着するススの量はわずかであった。○接合リング下のボンベとの結合部である樹脂製四つ爪に異常はなく、接合リングの焼損状況は下面に比べ上面が著しかった。○器具栓を同等品ボンベに接続し、つまみを回したところ正常にガスが出て器具栓及び当該製品とボンベとの接続部にガス漏れは認められなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、車両内で片手鍋に水を入れ当該製品を点火後、使用者がその場から離れている間に片手鍋及び当該製品が転倒し、当該製品の火が周囲に燃え移ってボンベが過熱され膨張・爆発したものと推定される。なお、当該製品の取扱説明書には、「屋外専用・屋内使用禁止」及び「車内での使用禁止」の旨、記載されている。	(受付:2014/12/16)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201400578 2014-2050 2014/11/15 (事故発生地) 大阪府	ガスボンベ	車内で当該製品をガスこんろに接続して使用中、当該製品及び周辺を破損する火災が発生した。(A201400577と同一事故)	○使用者が、車両内荷台で片手鍋に水を入れて当該製品に接続したガスこんろに点火し、バックドアを閉めその場を離れ約15分後当該製品が爆発した。○設置場所にはビニールシート、合板が敷かれており、ビニールシートが熔融し、合板が焦げていた。また、バックドアの内張にも熔融が認められた。○当該製品の上部はこんろの器具栓が接続された状態で陥没しており、底板は抜けて分離し、全体的に変形が認められた。○側面は、変形し受熱により内側にまで達する変色が2箇所認められた。○側面と底板とのカンメ部に腐食等による穴あきは認められなかった。○マウンテンカップ及びボス内部のバルブバックキンに異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、車両内で片手鍋に水を入れ当該製品に接続されたガスこんろで点火後、使用者がその場から離れている間に片手鍋及び当該製品が転倒し、バーナーの火が周囲に燃え移ってボンベが過熱され膨張・爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/16)
A201400579 2014-2051 2014/12/06 (事故発生地) 熊本県	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用者宅では、灯油の近くにガソリンを保管していた。○当該製品の焼損は著しかった。○当該製品の設置場所からガソリン成分が検出された。●当該製品にガソリンを誤給油したため、燃焼熱によりカートリッジタンクの内圧が上昇してガソリンが押し出され、油受け皿から溢れたガソリンに引火して、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン使用禁止、ガソリンなど揮発性の高い油は絶対に使用しない。火災の原因になる」旨、記載されている。	(受付:2014/12/16)
A201400599 2014-2073 2014/12/14 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(開放式)	建物が全焼し、2名が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の外装パネルは変形し、全体的に著しい焼損が認められた。○油受皿、点火装置に異常は認められず、灯油漏れの痕跡も認められなかった。○芯は、耐震自動消火装置による消火位置まで下がっていた。○給油タンクは本体にセットされた状態で変形していたが、油量計は残存しており、口金等にも異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/19)
A201400623 2014-2033 2014/12/07 (事故発生地) 奈良県	石油こんろ	事務所で当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用者が、17時頃当該製品に着火し、21時30分頃ヤカンに給水し、火力を小さくして外出しているときに火災が発生した。○事故前に当該製品を4.5時間、問題なく使用していた。○外観は全体の焼損が激しく、天板の2/3以上が焼失し大きく穴が開いていた。○燃焼筒にススの付着がなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○置台に「吹き返し現象」の痕跡は認められなかった。○同等品を用いたヤカンの空焼き燃焼試験により、輻射熱で油タンクが異常に温度上昇し引火する可能性は否定された。●当該製品は、詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡はなく、ヤカンを載せた連続運転でも灯油が大量に気化し引火する可能性は否定されたことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400626 2014-2162 2014/12/19 (事故発生地) 岡山県	屋外式（RF式）ガス給湯付ふろがま（LPガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の排気口やフロントカバーに接した状態で、稲わらが置かれていた。○当該機器のフロントカバー、天上板等が熱影響を受けて黒く変色しており、排気口内部やフロントカバー表面等には稲わらと思われる燃えかすが認められた。○ガス通路部の気密性に問題はなく、燃焼状態は正常であった。○当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の排気口が稲わらで閉塞された状態で使用したため、不完全燃焼状態となり、一時的に燃焼炎が伸びて、排気口付近の稲わらに着火し出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の上や、周囲には燃えやすいものを置かない。」旨、記載され、本体には、「可燃物からの前方の離隔距離は60cm以上必要である」旨、表示されている。	(受付:2014/12/26)
A201400633 2014-2281 2014/12/19 (事故発生地) 北海道	ガストーブ（ガスボンベ式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故時に使用されておらず、器具栓つまみの位置は消火位置であった。○当該製品の外観は全体的に焼損し、ガスボンベ（事業者名不明）の破裂時の影響により側面の金属ケースが外側方向に変形していた。○ガスボンベは、底面側が破裂して底が抜けていたが、上面側のバルブに変形などの異常は認められなかった。●当該製品の器具栓つまみは、消火位置であったことから、事故時に当該製品は使用されておらず、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/01/05)
A201400634 2014-2282 2014/12/22 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、右こんろと間違っグリルを点火したことに気づき、その後、右こんろを再点火したが、グリルの消火確認はしていなかった。○使用者は、右こんろを点火した後、その場を離れた。○グリル庫内は油脂類で著しく汚損しており、それらには発火した形跡が認められた。○グリル操作ボタンには家人によってグリル操作ボタン押し間違い防止用の布粘着テープが貼られており、操作ボタンの押し戻し操作を阻害している点が認められた。○当該製品に事故発生に影響を及ぼすような異常な箇所は認められなかった。●当該製品に異常は認められないこと、グリル操作ボタンに押し間違い防止用の布粘着テープが貼られており操作ボタンの押し戻し操作を阻害している点が認められたことから、操作ボタンの押し間違いにより誤ってグリルを点火してその場を離れたため、グリル庫内が過熱し溜まっていた油脂類が発火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「グリル使用後は必ずお手入れする。グリル水入れ皿に溜まった脂や、調理物が燃えて火災の恐れがある。使用後の消火を必ず確認する。」旨、記載されている。	(受付:2015/01/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400637 2014-2284 2014/12/25 (事故発生地) 山形県	石油ストーブ（開放式）	当該製品の給油タンクを引き抜いたところ、口金が外れて灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を消火し給油タンクを引き抜いたところ、ネジ式の口金がストーブ本体に残ったまま給油タンク本体だけが出てきて、灯油が当該製品及び周辺にこぼれて出火した。○前回給油した際、給油タンクの口金の脇から少量の灯油があふれ出ていたが、そのまま本体にセットした。○当該製品の給油タンクの本体、給油口、口金等に変形等の異常は認められなかった。○芯及び芯調整つまみの位置は、消火位置になっていた。●当該製品の給油タンクの口金を、前回給油時に確実に締めずに本体へセットしたため、給油タンクを引き抜いた際に口金が外れ、給油タンク内に残っていた灯油が本体に掛かり、燃焼筒や天板の余熱により出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口口金は、確実に締める。口金を下にして、油漏れがないことを確かめる。口金を斜めに締めたりすると、簡単に口金が外れて、火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2015/01/05)
A201400647 2014-2289 2014/12/28 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は、前面及び左側の焼損が強く、樹脂製つまみは焼失していた。○燃焼筒は、放熱コイル部分に多量のススが付着していたが、内炎筒にススの付着は無く、燃焼筒のセット位置がずれていた痕跡は認められなかった。○油受皿には、焼けた多量のホコリがあった。●当該製品の置台に多量のホコリが溜まっていたため、燃焼空気が不足して異常燃焼が生じ、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「置台はいつもきれいに掃除して使用する。」旨、記載されている。	(受付:2015/01/06)
A201400656 2014-2340 2014/12/27 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○留守にしてから約3時間半後に火災が発生した。○当該製品の左こんろの上には可燃物を乗せていた。○当該製品の外観は、左後部側の焼けが強く、左こんろの点火ボタンは焼損しており、点火状態は確認できなかった。○左こんろの上に焼けた樹脂の付着が認められた。○当該製品の内部にガス漏れ等による出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/01/09)
A201400718 2014-2532 2015/01/30 (事故発生地) 北海道	油だき温水ボイラ	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品には暖房と給湯の機能があるが、事故の2年程前に暖房温度が安定しないため、使用者が知り合いの修理業者に修理を依頼したが直らなかったため、それ以降、給湯機能のみ使用していた。○当該製品の内部は、下部の凍結防止ヒーター用スイッチを中心に焼損し、当該スイッチの平形端子の一部に溶融及び欠損が認められた。○暖房用不凍液の経路にある膨張逃し弁の金属製排水接続部が破断し、排水接続部に接続されるはずの排水用ゴムホースは、切断され接続されていなかった。○膨張逃し弁の排水接続部から下部周辺に不凍液が漏れ出した痕跡が認められた。●当該製品の修理状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、修理などの際に、膨張逃し弁の排水用ゴムホースが接続されなかったため、膨張した不凍液が機器内部に漏れ出し、凍結防止ヒーター用スイッチの端子間でトラッキング現象が生じて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/02/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300121 2013-0467 2013/04/07 (事故発生地) 新潟県	脚立（踏み台兼用）	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○使用者は、和室の押し入れ上部天袋の引戸を開けるために、手に何も持たずに当該製品に乗ったところ、製品と一緒に畳の上に転倒し、製品の一部に身体が挟まった。○使用者は、転倒する直前に当該製品のどの位置に脚を乗せていたか、当該製品がどの方向に倒れたか、身体のとこが製品のどこに挟まったのか、覚えていなかった。○当該製品の昇降面の左前支柱が、第一踏さんの取付位置で破断しており、昇降面幅方向の踏さん側に曲がった痕跡が認められた。○SG基準を適用し同等品の最下段の踏さんの端部に1.9kNの垂直荷重を加えたところ、踏さんの取付け部が破損することなく、支柱にも異常は認められなかった。○破損した支柱の破断部の形状、肉厚、硬さなどは、当該製品の仕様を満たしており、異常は認められなかった。○破断面には、疲労破壊の痕跡は認められなかった。●当該製品が転倒した際の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度や寸法に異常が認められず、支柱が内側に変形し、破面にも疲労破壊の痕跡が認められなかったことから、使用中にバランスが崩れ、使用者が落下する際に当該製品の脚部に身体の一部があたるなどして事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/05/17)
A201300126 2013-0524 2013/04/10 (事故発生地) 東京都	踏み台（アルミニウム合金製）	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品の天板にまたがり、上から1段目の踏さんに左右の足をかけて植木の結束作業をしていたところ、後方に転落した。○事故現場は使用者の自宅の玄関外であり、飛び石状に設置されていた敷石の上に、当該製品を置いて使用していた。○当該製品の破断した脚部の硬度、板厚及び寸法に異常は認められなかった。○当該製品の支柱の脚の破断部は、内側部分にへこみがあり、外側部分にネッキングが認められた。●当該製品の折損した脚部の硬度、肉厚及び寸法に異常が認められず、支柱の脚部に内向きの力が加わった痕跡が認められることから、使用中に当該製品の脚が敷石から落ちるなどして製品のバランスが崩れ、転倒する使用者が製品に接触して荷重が製品脚部に加わって破損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体表示及び取扱説明書には、「踏み台が安定しない場所での設置は、踏み台が傾いて転倒転落事故のおそれがある」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/05/20)
A201300356 2013-1365 2013/07/09 (事故発生地) 和歌山県	収納棚	事務所で当該製品の引き出しから書類を取り出して作業中、当該製品が転倒し、右足の小指を負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品の上段の引き出しを開けていたところ当該製品が転倒し、近くにいた使用者の足に当たり指を骨折した。○当該製品は、3段の引き出しのある収納棚で、壁固定や床固定等の転倒防止措置が施されていなかった。○当該製品は上段の引き出し口に転倒による変形が認められたが、他に異常はなかった。○上段の引き出しには多くの書類を収納し、中・下段には少量の書類を収納していた。○当該製品はJIS S1033オフィス用収納家具の安定性の規格を満たしていた。○取扱説明書には、「単体で使用するときは、壁・床固定するかバランスウェートを装着する」、本体には、「各引き出しへバランスよく収納する」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、転倒により上段の引き出しが変形していたもの他に異常はなかったことから、転倒防止措置を施さずに設置されていたため転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/08/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300364 2013-1400 2013/06/27 (事故発生地) 兵庫県	椅子	当該製品に着座中、椅子枠から座面が外れて転倒し、負傷した。	○使用者が、当該製品にカバーを付け腰掛けていたところ、椅子枠に固定されている座面が外れて転倒し頸部及び左肩に打撲を負った。○当該製品は購入者が組み立てる商品であるが、外れた座面は本来座面前後の袋縫い部分に通す横木が通されていない。○誰が当該製品を組み立てたかは、使用者の供述が曖昧であり不明である。○座面の正面から見て右側は椅子枠から外れており、椅子枠のステーブル打ちされた部分が打たれたラインに沿って破損していた。●組立者が当該製品を組み立てる際、座面の前後の袋縫い部分に横木を通していなかったため、座面に加わる荷重を座面左右端部のステーブラー固定された部分のみで保持する状態となり、座面端部が外れ転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、組立説明書には、横木を座面の袋縫いに通す手順が横木の向きとともに図示されている。	(受付:2013/08/22)
A201300433 2013-1654 2013/09/02 (事故発生地) 東京都	踏み台	建造現場で当該製品に乗ったところ、当該製品が破損して転倒し、負傷した。	○使用者が作業現場において、片方の足を当該製品に乗せ、他方の足を乗せようとしたところ転倒した。○事故後、当該製品の天板が外れ、脚部は亀裂が進展して破断していた。○同等品において、真上から加重をかける、正常使用を想定した耐荷重試験を行ったところ、耐荷重100kgに対して、6.8kN(約690kgf)で破壊した。○耐荷重試験後の同等品は、脚部の一部が白化して挫屈しており、亀裂が生じて破断した当該製品とは破損状況が異なっていた。○同等品を横倒しにした状態で、上方から砂袋を脚部の先端部に落下させ、衝撃を加えたところ、当該製品と同様に亀裂を伴って破断した。○当該製品の重量と肉厚に、同等品との明らかな差異は認められず、外観上の成型不良も認められなかった。●事故時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、正常使用を想定した同等品による耐荷重試験を行ったところ、事故品の亀裂が再現されず、強度的な問題も認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/09/24)
A201300468 2013-1837 2013/09/28 (事故発生地) 大阪府	脚立(アルミニウム合金製)	当該製品に乗って作業中、転倒し、負傷した。	○当該製品を脚立状態にし、最上段踏ざんをまたいで自宅玄関の木の手入れ作業中、使用者が降りようとしたときに転倒し、右手首関節を骨折した。○当該製品の設置場所は平坦ではなく、傾斜のある場所であった。○当該製品昇降面からみて左支柱の端部が、踏ざん接合部周辺より内側に折損しており、右支柱にも内曲がり認められた。○破断面に汚れは見られず、延性的かつ急速に破断したことを示す様相が認められた。○支柱の肉厚は設計許容値内であった。○支柱の強度は該当するSG基準の強度を満たしていた。●事故時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、使用者が当該製品から降りようとした際、バランスを崩して転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/10/10)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400304 2014-1165 2014/07/21 (事故発生地) 神奈川県	ベッドフレーム	当該製品の角に脚をぶつけて、負傷した。 (重傷)	○当該製品にマットレスを置いた状態では、足元側の脚部は露出するものであった。○足元側の脚部の角部には、面取り加工がされていた。○当該製品には、他社製のマットレスが使用されていたが、輸入事業者が推奨している大きさのものであった。○使用者は、当該製品を約2年6か月間使用していた。○使用者の夫が、購入後時々脚を角にぶつけていたが、ズボンをはいていたので怪我はしていないと証言している。○輸入事業者は、当該製品の足元側の脚部が露出するのは、デザイン的な理由によるものと主張している。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が寝室を歩いているときに当該製品の脚部に脛をぶつけたために、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/08/28)
A201400360 2014-1397 2014/08/26 (事故発生地) 東京都	介護用リフト	施設で当該製品を使用して搭乗者（70歳代）がベッドから車いすに移動中、ストラップが外れて床に落下し、病院に搬送後、死亡した。 (死亡)	○介助者は、搭乗者を包んでいるポリエステル製のかご（スリング）が搭乗者の体に正しく取り付けられていなかったため、搭乗者を吊り下げたままスリングを直していたところ、スリングが当該製品のハンガーから外れて、搭乗者が床に落下した。○スリングに取り付けられている紐（ストラップ）の先端はループ状になっており、当該ループをハンガー両端にある2つのフックに掛ける構造となっていた。また、フックにはセルフロック機構がついており、移動中にハンガーが傾いてもストラップが抜けにくい構造となっていた。○事故発生時のスリングのループがハンガーのフックにどのように掛かっていたかや、介助者がスリングをどのように扱っていたかは、特定できなかった。○当該製品のフックとスリングのループに破損や変形は認められず、動作にも異常は認められなかった。○同等品を用いて事故状況の再現を試みたが、スリングがフックに適切に掛かっている状態では、スリングがハンガーから外れることはなかった。●事故状況の詳細が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/09/17)
A201400366 2014-1414 2014/08/18 (事故発生地) 東京都	手すり（洋式トイレ用）	施設のトイレで使用者（90歳代）が便座に座った際、当該製品から腕が滑り、当該製品とトイレトーパーホルダーの間に腕が挟まり、負傷した。 (重傷)	○当該製品に破損等の異常は認められなかった。○当該製品とトイレトーパーホルダーとの隙間は、B1認定基準を満足していた。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に破損等の異常は認められないことから、使用者が誤って当該製品から腕を滑らせたため、トイレトーパーホルダーに腕が当たって、怪我を負ったものと推定される。 (F2)	(受付:2014/09/18)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400522 2014-1868 2014/11/03 (事故発生地) 北海道	椅子	事業所の窓口で使用者（80歳代）が当該製品に座ったところ、脚部が曲がり、転倒、負傷した。 (重傷)	○当該製品は、業務用として不特定多数の顧客に使用されていた。○前後のそれぞれの脚同士を溶接で固定している2本の棧のうち、1本は外れており、もう1本は、ほとんど外れかけていた。○棧の溶接破断面には、溶接不良は認められなかった。○構造、寸法等を同等級品と比較したが異常は認められなかった。●当該製品は事業所の窓口で不特定多数の顧客に使用されていたことから、詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、脚部の溶接や強度に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の脚部の強度は、JIS基準を満たしていた。 (F2)	(受付:2014/11/21)
A201400523 2014-1869 2014/11/10 (事故発生地) 兵庫県	脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）	建築中の建物で当該製品を脚立として使用中、転倒し、足を負傷した。 (重傷)	○新築中の住宅の屋内で当該製品を設置し、脚立をまたいだ状態で壁に穴を開けていたところ当該製品が転倒し、右足踵を剥離骨折した。○昇降面からみて左側の支柱が内側へ折損していた。また、右側の支柱も最下段踏ざん取り付け部付近で内側に変形が認められた。○支柱折損部の破断面は、表面に汚れの付着、変色は認められず、破断面端部には、ネッキングが認められた。また、破断面周辺には白化や"しわ"模様が認められた。○折損した支柱の肉厚は設計図面通りで、硬さ（引張り強度代用値）にも異常は認められなかった。●当該製品の強度等に異常が認められないことから、使用者が当該製品の天板をまたいだ姿勢で作業中、バランスを崩して当該製品が転倒し事故に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「天板の上にまたがらない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/11/21)
A201400582 2014-2059 2014/12/15 (事故発生地) 長野県	除雪機（歩行型）	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、池に転落し、当該製品の下敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡)	○使用者の敷地内の融雪池の中で、使用者は当該製品の下敷きになっていた。○事故現場は事故の前々日からの降雪で積雪しており、氷の張っていた融雪池の位置を示す目印はなかった。○当該製品は安全装置として、セーフティクラッチやセーフティパネルが取り付けられており、作動すると変速レバーを中立の位置に戻し、また、身体に結ばれたセーフティスイッチ紐が引っ張られて抜けるとエンジンが停止する構造になっていた。○事故の約1か月前に行った点検整備の記録によれば、操作レバーや安全装置などに異常は認められなかった。○融雪池から引き上げられた当該製品は、セーフティスイッチ紐端末が本体のハンドルに付いたままになっており、使用者の身体に結ばれていなかった。○事故後に当該製品のセーフティクラッチとセーフティパネルの作動を確認したところ、正常に作動した。●使用者が当該製品を後退中に融雪池に転落し、使用者は当該製品の引板式セーフティスイッチの紐端末を身体に結ばずに除雪作業を行ったために当該製品もそのまま融雪池に落ちて使用者の上に転落して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「引板式セーフティスイッチの紐端末は必ず身体に結ぶ」旨、警告表記されている。 (E2)	(受付:2014/12/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400285 2014-1182 2014/07/13 (事故発生地) 東京都	自転車	当該製品で走行中、当該製品のチェーンが外れ、転倒し、左手指を負傷した。 (重傷)	○当該製品のギヤクランクとチェーンケース内部に擦れ痕がみられた。○チェーンの弛みは、6cmであった。(推奨値：1.5cm)○ギヤクランクとチェーンは錆びていた。○走行は安定しており、適正に制動できた。○使用者は、点検・整備等は購入後一度もしていなかった。○使用者は、立ちこぎ走行中にチェーンが外れ転倒した。○輸入事業者は、チェーンの弛みの検査を全数行っている。●使用者が、当該製品のチェーンが著しく弛んだ状態で立ちこぎ走行をしたために、ギヤクランクからチェーンが外れ、急にペダルに抵抗がなくなり空走行状態になり、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、日常点検項目として「たるみすぎているか。チェーン中央で1.5cmの遊びがあり、たるみがある場合は販売店に相談する旨、たるみが大きくなると走行時にチェーンが外れやすくなり危険であるため販売店で調整を受ける。」旨記載している。 (E2)	(受付:2014/08/13)
A201400339 2014-1353 2014/08/02 (事故発生地) 宮城県	自転車	当該製品で走行中、当該製品の前ホークと車体の間が折れて転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品は、前ホークに、後方への大きな変形が認められた。○前輪スポークに異物の巻き込みによる湾曲や破断は認められなかった。○当該製品の前ホークのパイプの厚さ及び硬さを確認した結果、異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前ホークの強度に異常が認められなかったことから、走行中に何らかの大きな力が加わったため前ホークが変形したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/09/08)
A201400372 2014-1432 2014/09/06 (事故発生地) 大阪府	電動車いす(ハンドル型)	使用者が当該製品に乗車中、踏切内で列車にはねられ重傷を負った。 (重傷)	○当該製品に乗車した使用者が、踏切を通過したのち再度踏切に進入し、二本目のレール付近で、進行方向左側から来た上り回送電車と接触し、頭部を骨折した。○本体前方左側が破損し、前輪左タイヤの変形、カバーの割れ等が認められた。○バッテリー、コントローラーに異常は認められなかった。○キースイッチを「走」に入れ、アクセル操作をするとモーターは正常に前後回転することを確認した。その他、アクセル位置設定や握り込み停止機能も正常であった。○アクセル、トランスミッション等に異常は認められなかった。○コントローラーには、事故発生前に当該製品の異常を示す履歴は認められなかった。○変形した左前輪の支持部品を交換し、実走行試験を実施したところ、正常に走行し、異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の各部及び履歴に異常が認められないことから、製品には起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/09/22)
A201400377 2014-1457 2014/09/11 (事故発生地) 宮城県	電動車いす(ハンドル型)	使用者(90歳代)が当該製品に乗車中、工事現場の穴に転落し、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡)	○使用者は、橋の架け替え工事現場の誘導路を走行中に、道路脇の橋脚を設置するために掘られた穴に転落した。○道路には、三角コーンとコーンバーが置かれ、穴と道路の境にある土の部分にタイヤが滑った痕跡が認められた。○当該製品は、走行可能な状態であり、ブレーキ等各部は正常に作動し、コントローラーに記録された履歴に故障や異常を示す履歴は認められなかった。●事故当時の状況が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、工事現場の誘導路を走行中に誤って道路脇にあった橋脚設置中の穴に転落したのと考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。 (F2)	(受付:2014/09/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201200850 2012-2246 2012/09/26 (事故発生地) 大阪府	ライター（注入式）	当該製品を点火したところ、顔面等に火傷を負った。	○台所で喫煙のために点火を試みたが固くて押しづらく、2～3回点火操作を行ったところ、突然炎が上がり毛髪に引火し、頭部、顔面に火傷を負った。○当該製品にガスは残っておらず、焼損や溶融等の異常は認められなかった。○当該製品は事故直後に台所の洗い桶に水没させており、このため、点火機構を支えるバネが腐食（錆が発生）し、点火機構（圧電着火）が正常に作動しなかった。○当該製品にガスを注入した結果、ガス漏れは認められなかった。また、点火レバーを操作し外部からの炎で着火したところ、炎の高さや燃焼状態に異常は認められなかった。●当該製品の事故時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2013/01/31)
A201300073 2013-0325 2013/03/20 (事故発生地) 長崎県	汗とりフィルム	当該製品を使用後、当該製品を貼り付けた箇所に炎症が生じた。	○被害者は当該製品の2回目の使用後に、脇に色素沈着を起こした。○当該製品を貼付した部位と色素沈着を起こした部位は同じである。○同等品を分析した結果、ポリウレタンの原料であり、感作性のあるジフェニルメタンジイソシアネートが検出された。○被害者自身によるパッチテストは実施されていない。●同等品から感作性のあるポリウレタン原料成分が検出されたことから、使用者の感受性が高かったため、事故品に含まれる成分により色素沈着を起こしたものと推定される。	(受付:2013/04/30)
A201300258 2013-0967 2013/05/02 (事故発生地) 群馬県	靴	当該製品を履いて、砂利道の下り坂を歩行中、滑って転倒し、右足を負傷した。	○使用者が、急な下り坂を歩いていたところ、左足が滑って転倒し、右足首をひねって骨折した。○転倒場所の地面には、大小の砂利が混ざり合っていたほか、斜度が約18.4～21.8度であった。○当該製品は、傾斜や不安定な状態を意図的に作り出すことによって、トレーニング効果を生み出すことを目的とした製品であった。○当該製品の靴底は、かかとの半分程度がすり減っており、特に右足のかかと外側の摩耗が激しく、ミッドソールが露出していた。○当該製品を履いて被験者に歩行してもらったところ、明らかな異常や、滑りなどは認められなかった。○当該製品は、靴底の形状によって不安定な状態を意図的に作り出し、トレーニング効果を生み出すことを狙った製品であり、注意書きに当該製品の特徴が記載されていた。●当該製品に異常が認められないことから、当該製品を履いて急な下り坂の砂利道を下る際に、使用者がバランスを崩して転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、注意書きには、「事故防止と安全のため、階段や坂など段差のある場所、また、滑りやすい場所などでのご使用は充分注意する」旨、また、取扱説明書には、「すり減ったソールなど劣化が進んだシューズは怪我の原因となる恐れがありますのでご使用を中止する」旨、記載されていた。	(受付:2013/07/12)

